

排出量取引制度における 合併、分割及び事業の譲 渡に関するマニュアル



経済産業省

目 次

第Ⅰ部 総論.....	4
第1章 はじめに.....	4
1. 1 本マニュアルの概要.....	4
1. 2 本マニュアルの対象者.....	4
第2章 定義等.....	4
2. 1 定義.....	4
2. 2 本制度の手続の流れ.....	6
第3章 本マニュアルの構成等.....	7
3. 1 本マニュアルの構成.....	7
3. 2 サマリー.....	7
第Ⅱ部 各論.....	10
第1章 合併.....	10
1. 1 総論.....	10
1. 1. 1 「合併」とは.....	10
1. 1. 2 合併における考え方.....	10
(1) 考え方の視点.....	10
(2) 吸収合併における整理.....	10
(3) 新設合併における整理.....	10
1. 2 吸収合併.....	12
(1) 届出義務事業者（存続会社）が届出義務事業者（消滅会社）を吸収合併した場合	12
① 存続会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	13
② 消滅会社に求められる対応.....	17
(2) 非届出義務事業者（存続会社）が届出義務事業者（消滅会社）を吸収合併した場合	18
① 存続会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	19
② 消滅会社に求められる対応.....	26
(3) 届出義務事業者（存続会社）が非届出義務事業者（消滅会社）を吸収合併した場合	27
① 存続会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	28
② 消滅会社に求められる対応.....	30
(4) 非届出義務事業者（存続会社）が非届出義務事業者（消滅会社）を吸収合併した場 合.....	30
① 消滅会社が合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合.....	30
② 消滅会社が合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者でない場合.....	33

1. 3	新設合併.....	35
(1)	消滅会社に届出義務事業者が含まれる新設合併をした場合.....	35
①	新設会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	36
②	消滅会社に求められる対応.....	40
(2)	非届出義務事業者のみが消滅会社となる新設合併をした場合.....	41
①	消滅会社が合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合.....	41
②	消滅会社がいずれも合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者でない場合.....	42
第2章	分割における考え方.....	45
第2章	分割.....	45
2. 1	総論.....	45
2. 1. 1	「分割」とは.....	45
2. 1. 2	分割における考え方.....	45
(1)	考え方の視点.....	45
(2)	吸収分割における整理.....	45
(3)	新設分割における整理.....	45
2. 2	吸収分割.....	47
(1)	届出義務事業者（分割承継会社）が届出義務事業者（分割会社）を吸収分割した場合.....	47
①	分割会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	48
②	分割承継会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	50
(2)	非届出義務事業者（分割承継会社）が届出義務事業者（分割会社）を吸収分割した場合.....	53
①	分割会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	53
②	分割承継会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	57
(3)	届出義務事業者（分割承継会社）が非届出義務事業者（分割会社）を吸収分割した場合.....	65
①	分割会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	66
②	分割承継会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	66
(4)	非届出義務事業者（分割承継会社）が非届出義務事業者（分割会社）を吸収分割した場合.....	68
①	分割会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	68
②	分割承継会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	69
2. 3	新設分割.....	71
(1)	届出義務事業者（分割会社）が非届出義務事業者（新設会社）を新設分割した場合.....	71

① 分割会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	71
② 新設会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	74
(2) 非届出義務事業者（分割会社）が非届出義務事業者（新設会社）を新設分割した場合.....	81
① 分割会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	81
② 新設会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	82
第3章 事業譲渡.....	84
3. 1 総論.....	84
3. 1. 1 「事業譲渡」とは.....	84
3. 1. 2 事業譲渡における考え方.....	84
(1) 考え方の視点.....	84
(2) 事業譲渡における整理.....	84
3. 2 事業譲渡.....	85
(1) 届出義務事業者（譲渡会社）が届出義務事業者（譲受会社）に対し、事業譲渡した場合.....	85
① 譲渡会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	86
② 譲受会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	88
(2) 届出義務事業者（譲渡会社）が非届出義務事業者（譲受会社）に対し、事業譲渡した場合.....	91
① 譲渡会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	91
② 譲受会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	94
(3) 非届出義務事業者（譲渡会社）が届出義務事業者（譲受会社）に対し、事業譲渡した場合.....	102
① 譲渡会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	103
② 譲受会社（届出義務事業者）に求められる対応.....	104
(4) 非届出義務事業者（譲渡会社）が非届出義務事業者（譲受会社）に対し、事業譲渡した場合.....	105
① 譲渡会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	105
② 譲受会社（非届出義務事業者）に求められる対応.....	106

第 I 部 総論

【法律の略称について】

本マニュアルにおいて、以下の法令の略称を使用する。

- ・ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律：GX推進法
- ・ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令：GX推進法施行令
- ・ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則：GX推進法施行規則
- ・ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針：実施指針

【条文を示す際の略称】

本マニュアルにおいて、以下の法令の条文を示す際には以下の略称を使用する。

- ・ GX推進法：法
- ・ GX推進法施行令：令
- ・ GX推進法施行規則：規則

【その他用語の定義】

本マニュアルにおいて使用する用語の定義は、第2章2.1の表のとおりとする。

第1章 はじめに

1.1 本マニュアルの概要

本マニュアルは、M&A（合併、会社分割及び事業譲渡をいう。以下同じ。）を行う場合、GX推進法に基づく排出量取引制度（以下「本制度」という。）上、どのような対応が求められるかを示すものである。

法第33条第1項の届出や法第35条第1項の報告における具体的な手続の詳細については、届出マニュアル及び報告マニュアルを参照されたい。

1.2 本マニュアルの対象者

本マニュアルは、本制度の対象事業者に限らず、M&Aを検討する事業者において広く参照されることが望まれる。本制度の対象事業者以外であっても対象事業者との間のM&Aにより本制度の影響を受け得るためである。

第2章 定義等

2.1 定義

本マニュアルの用語は、GX推進法、GX推進法施行令、GX推進法施行規則、実施指針及び下表の定義の例による。

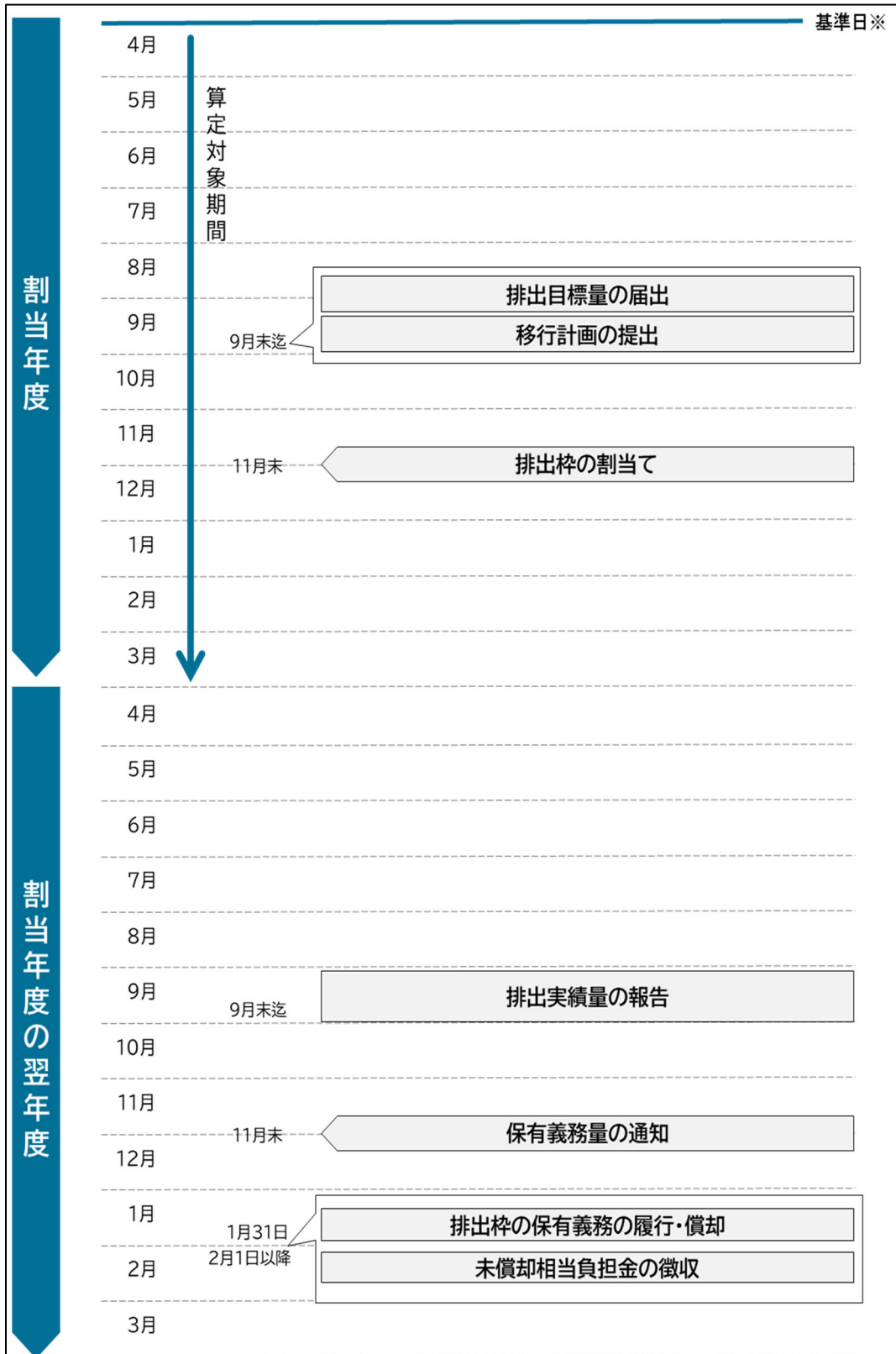
用語	定義
届出	法第33条第1項の届出をいう。

基準日	年度の開始時（4月1日到来時）をいう。
届出義務事業者	基準日において、年度平均排出量が10万トン以上の事業者であり、届出の義務を負う事業者をいう。
非届出義務事業者	届出義務事業者以外の事業者をいう。
脱炭素成長型投資事業者	届出の義務を履行した届出義務事業者及び法第44条により脱炭素成長型投資事業者とみなされる事業者をいう。
大規模工場等	工場又は事業場であつて、特定工場等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等、同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等、同法第22条第2項に規定する第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、同法第25条第2項に規定する第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、同法第34条第2項に規定する第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、同法第37条第2項に規定する第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、同法第43条第2項に規定する第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は同法第46条第2項に規定する第二種管理関係エネルギー管理指定工場等をいう。）にあたるものをいう。
非特定事業活動	いわゆるベンチマーク方式による割当対象の特定事業活動以外の事業活動をいう。
基準活動量等	いわゆるベンチマーク方式における排出目標量の設定のための一項目となる基準活動量及び基準燃料使用量をいう。
基準排出量等	いわゆるグランドファザリング方式における排出目標量の設定のための一項目となる基準エネルギー起源排出量、基準原材料起源排出量及び基準副生燃料起源排出量をいう。
活動量等	単年の基準活動量及び燃料使用量をいう。
排出量等	単年のエネルギー起源排出量、原材料起源排出量及び副生燃料起源排出量をいう。
バウンダリー	排出目標量の設定又は排出実績量の算定の対象範囲をいう。
移行計画書	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省、農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令和8年第1号）第3条各号に掲げる事項を記載した計画書をいう。
保有義務	法第36条3項に基づき生じる脱炭素成長型投資事業者排出枠の保有義務をいう。

2.2 本制度の手続の流れ

本制度の基本的な手続は下図のとおりである。

図1 本制度における手続



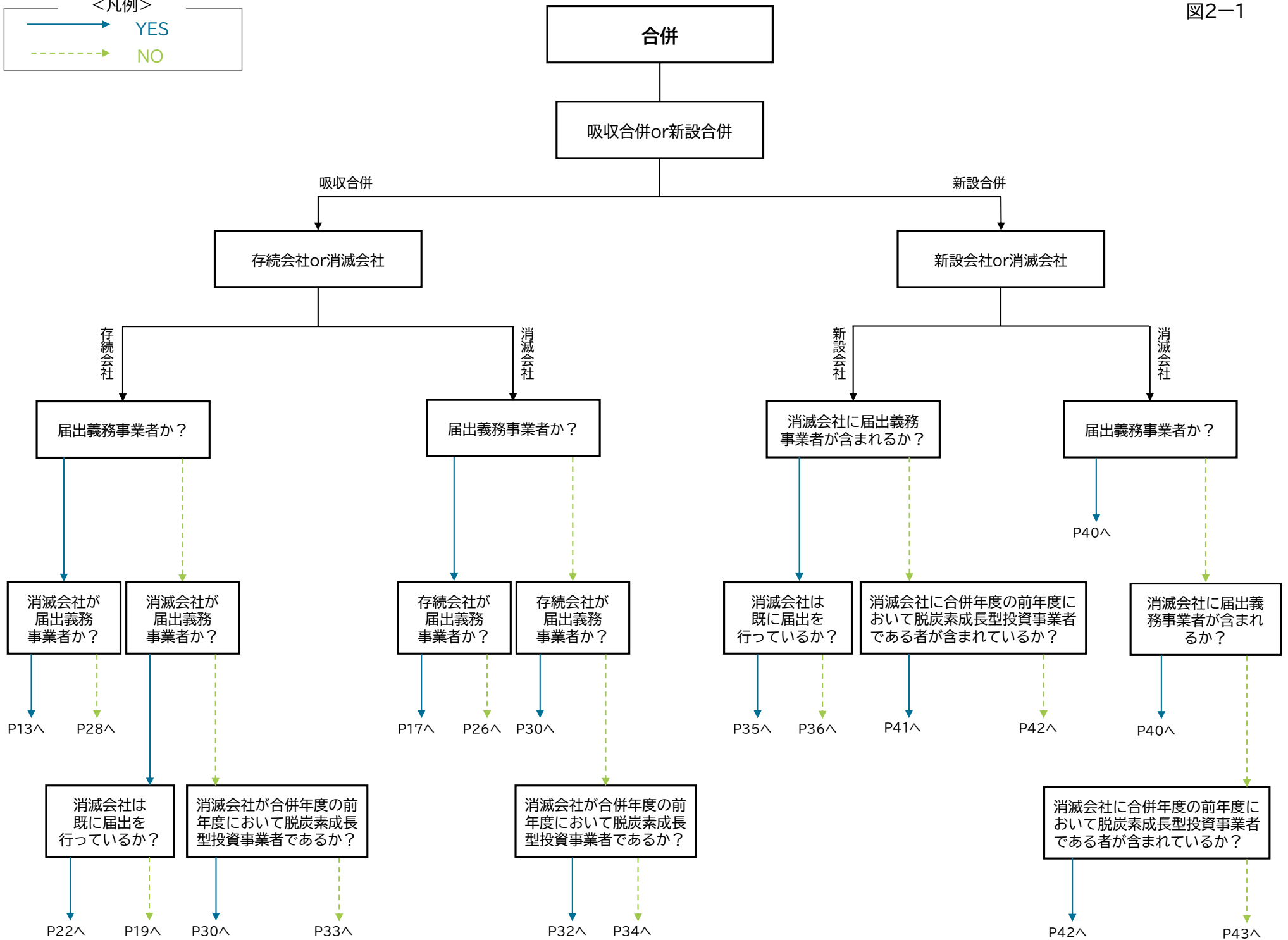
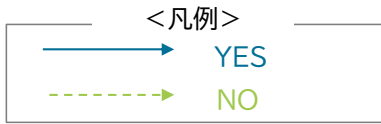
第3章 本マニュアルの構成等

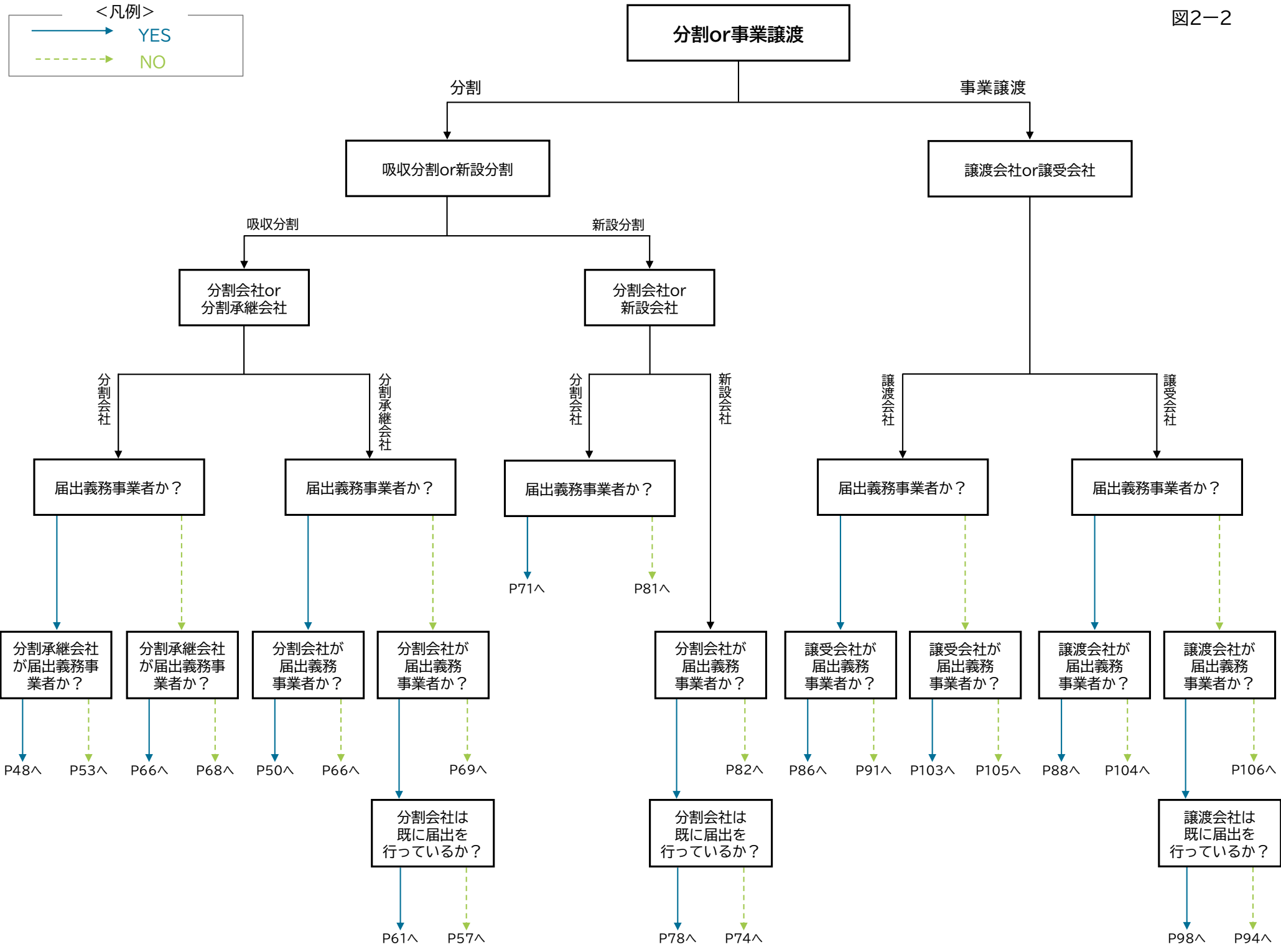
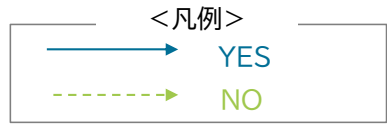
3.1 本マニュアルの構成

本マニュアルにおいては、合併、分割及び事業譲渡ごとに、本制度の基本的な手続に沿って各影響を整理して示す。

3.2 サマリー

各事業者においては、自身やM&Aの相手方の立場及びM&Aの手法に応じて、図2-1又は図2-2のフローチャートに沿った該当頁を参照されたい。





第1章 合併

1. 1 総論

1. 1. 1 「合併」とは

G X推進法における「合併」は、会社法上の「合併」と同義であり、「吸収合併」及び「新設合併」の2つの種類がある。

会社法上の定義として、吸収合併においては、1社が権利義務を包括的に承継し、残余の会社は消滅する（以下存続する会社を「存続会社」といい、消滅する会社を「消滅会社」という。）。

新設合併においては、新設される会社が権利義務を包括的に承継し、合併する元の会社がいずれも消滅する（新設される会社を「新設会社」といい、消滅する会社を吸収合併におけるものと同じく以下「消滅会社」という。）。

1. 1. 2 合併における考え方

(1) 考え方の視点

存続会社又は新設会社は、合併の効力発生日に消滅会社の権利義務を包括的に承継する。ただし、G X推進法上の権利義務等に関しては、公法上のものであることから、G X推進法独自の整理を行う箇所もある。

合併に伴って本制度において求められる対応は、合併の種類（吸収合併又は新設合併）、当事者の立場（消滅会社、存続会社又は新設会社）、法的地位（割当年度及びその前年度において届出義務事業者等か否か）及び手続の進行状況に応じて違いが生じる。

(2) 吸収合併における整理

吸収合併においては、前記(1)の視点から、大きく以下の4つのパターンに整理する。

- ① 存続会社及び消滅会社がともに届出義務事業者である場合（1. 2 (1)）
- ② 存続会社が非届出義務事業者であり、消滅会社が届出義務事業者である場合（1. 2 (2)）
- ③ 存続会社が届出義務事業者であり、消滅会社が非届出義務事業者である場合（1. 2 (3)）
- ④ 存続会社及び消滅会社がともに非届出義務事業者である場合（1. 2 (4)）

(3) 新設合併における整理

新設合併においては、前記（１）の視点から、以下の２つのパターンに整理する。なお、新設合併においては、２以上の消滅会社が存在するところ、その場合においても以下のパターンにより整理することができる（パターン①の新設合併において消滅会社となる非届出義務事業者については、パターン②の新設合併における消滅会社の手続を参照されたい）。

①消滅会社に届出義務事業者が含まれる新設合併をした場合（１．３（１））

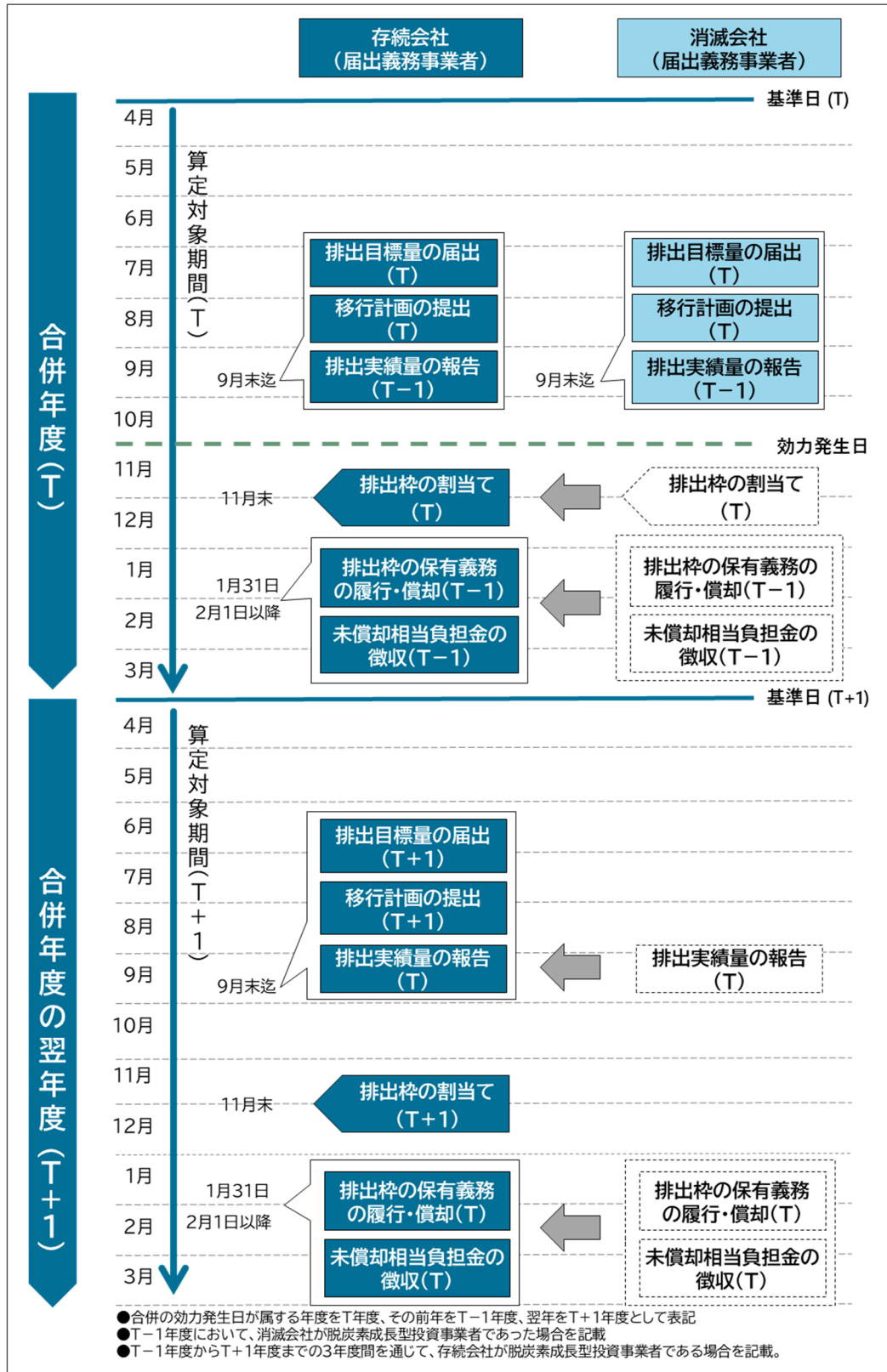
②非届出義務事業者のみが消滅会社となる新設合併をした場合（１．３（２））

1. 2 吸収合併

(1) 届出義務事業者（存続会社）が届出義務事業者（消滅会社）を吸収合併した場合

図3 届出義務事業者同士の吸収合併における手続例

(効力発生日が届出後割当て前の場合)



① 存続会社（届出義務事業者）に求められる対応

(i) 合併年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

届出義務事業者は、当該年度の排出目標量等を 9 月末日までに経済産業大臣へ届け出なければならないが、合併のタイミングが、消滅会社が届出を行う前か既に届出を行った後かによって対応が異なる。

(a) 消滅会社が届出を行う前に合併した場合

存続会社は、合併年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量の設定に加え、同日時点における消滅会社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、届け出なければならない。その際、吸収合併により承継された工場等又は輸送手段については、新設又は活動量の増加と整理されることになるが、その場合以下の点に留意されたい。

(a) — 1 合併により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、消滅会社が合併年度の前年度において設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、存続会社においては、消滅会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 消滅会社が合併年度の前年度の 4 月 1 日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 消滅会社が、合併年度の 4 月 1 日到来時まで、当該大規模工場等において、消滅会社のもとで合併年度の前年度の 4 月 1 日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいたこと

(a) — 2 合併により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、消滅会社が合併年度の翌年度において設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、存続会社においては、消滅会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 消滅会社が合併年度の 4 月 1 日到来時において当該輸送手段を保有していたこと

- ・ 消滅会社が、合併年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段において、消滅会社のもとで合併年度の前年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいたこと
- ・ 存続会社が、消滅会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を合併時に保有していないこと、又は存続会社が、合併時に、消滅会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて消滅会社と別の特定事業活動を営んでいたこと

(b) 消滅会社が届出を行った後に合併した場合

存続会社は、合併年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量のみを設定し、届け出なければならない。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

排出枠の割当てについては、合併のタイミングが、消滅会社が届出を行う前か既に届出を行った後か、さらに割当てを受ける前か割当てを受けた後かによって割り当てられる範囲が異なる。

(a) 消滅会社が届出を行う前に合併した場合

存続会社は、前記（ア）（a）の届出にかかる排出枠の割当てを受ける。

(b) 消滅会社が届出を行った後、かつ割当てを受ける前に合併した場合

存続会社は、自社に対して割り当てられる排出枠に加えて、消滅会社に対して割り当てられるはずであった排出枠の割当てを受ける。

(c) 消滅会社が割当てを受けた後に合併した場合

存続会社は、自社に対して割り当てられる排出枠の割当てを受けた上で、合併の効力発生日において消滅会社が保有していた排出枠を承継する。

(ウ) 移行計画の提出（9月末日まで）

存続会社は、合併年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(エ) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、合併により消滅会社の報告義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併したときには、存続会社は、合併年度の9月末日までに、自社と消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を併せて報告しなければならない。

合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併した場合には、存続会

社は、合併年度の9月末日までに、消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合には、存続会社は、合併年度の9月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

なお、合併年度の9月末日以降に合併する場合には、存続会社と消滅会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合、それぞれ合併年度の9月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

- (オ) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）
存続会社は、合併により消滅会社の保有義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、自社の保有義務に加えて消滅会社の保有義務にかかるものも含めて、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、消滅会社の保有義務にかかる通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、消滅会社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、当該通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、自社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

なお、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合で、合併の効力発生日が合併年度の1月31日経過後であるものの、消滅会社が合併の効力発生時点においてその保有義務を履行しておらず、未償却相当負担金を負うときは、存続会社は、消滅会社の未償却相当負担金の納付義務を負う。

- (ii) 合併年度の翌年度に求められる対応
(ア) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、合併年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。その際、合併が合併年度の届出後に行われた場合、吸収合併により承継された工場等又は輸送手段については、新設又は活動量の増加と整理されることになるが、その場合以下の点に留意されたい。

(a) 合併により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、消滅会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、存続会社においては、消滅会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 消滅会社が合併年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 存続会社が、合併年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、消滅会社のもとで合併年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(b) 合併により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、消滅会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、存続会社においては、消滅会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 消滅会社が合併年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 存続会社が、消滅会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を合併時に保有していないこと、又は存続会社が、合併時に、消滅会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて消滅会社と同じ特定事業活動を営んでいなかったこと
- ・ 存続会社が、合併年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段において、消滅会社のもとで合併年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

存続会社は、前記（ア）の届出にかかる排出枠の割当てを受ける。

（ウ）移行計画の提出（9月末日まで）

存続会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、合併年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

（エ）合併年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、合併年度における自社の排出実績量等に加えて、消滅会社の排出実績量等も併せて報告しなければならない。

（オ）合併年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

存続会社は、合併年度の翌年度の1月31日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

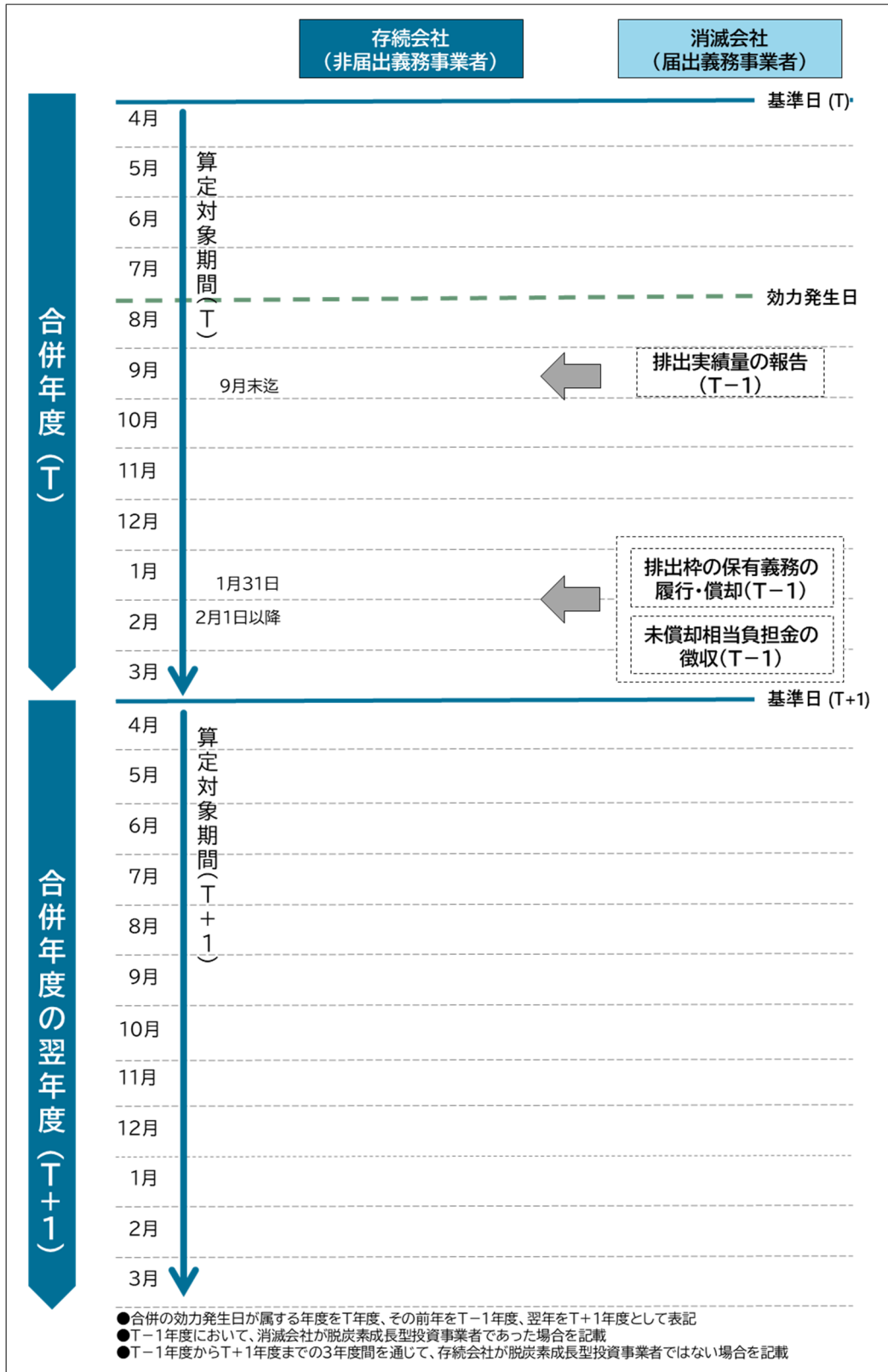
② 消滅会社に求められる対応

消滅会社は、合併年度又は合併年度の前年度に届出を行っている場合、合併の効力発生日までに、経済産業大臣に対して合併により消滅する旨を届け出なければならない。

消滅会社は、合併の効力発生日までは法人格が存在するため、その効力発生日の時期に応じて合併年度における届出義務、前年度分の報告義務・保有義務を負うことに留意されたい。

(2) 非届出義務事業者（存続会社）が届出義務事業者（消滅会社）を吸収合併した場合

図4 非届出義務事業者による届出義務事業者の吸収合併における手続例
(効力発生日が届出前の場合)



- ① 存続会社（非届出義務事業者）に求められる対応
消滅会社が合併年度において届出を行っているか否かで対応が異なる。
- (i) 消滅会社が合併年度において届出をしていない場合
- (ア) 合併年度に求められる対応
- (a) 届出
存続会社は、非届出義務事業者であり、合併年度においては届出を行う必要はない。なお、消滅会社が届出義務事業者であるものの、存続会社は、その届出義務を承継しない。
- (b) 排出枠の割当て
存続会社は、届出を行わない以上、合併年度において排出枠の割当てを受けない。
- (c) 移行計画の提出
存続会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。
- (d) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）
存続会社は、合併により消滅会社の報告義務を承継する。
そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併したときには、存続会社は、合併年度の 9 月末日までに、自社と消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を併せて報告しなければならない。
合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併した場合には、存続会社は、合併年度の 9 月末日までに、消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。
合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合には、存続会社は、合併年度の 9 月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。
なお、合併年度の 9 月末日以降に合併する場合には、存続会社と消滅会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合、それぞれ合併年度の 9 月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。
- (e) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1 月末日経過時）
存続会社は、合併により消滅会社の保有義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、自社の保有義務に加えて消滅会社の保有義務にかかるものも含めて、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、消滅会社の保有義務にかかる通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、消滅会社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、当該通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、自社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

なお、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合で、合併の効力発生日が合併年度の1月31日経過後であるものの、消滅会社が合併の効力発生時点においてその保有義務を履行しておらず、未償却相当負担金を負うときは、存続会社は、消滅会社の未償却相当負担金の納付義務を負う。

(イ) 合併年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、届出義務事業者とならない限りは、届出義務を負わない。仮に合併年度の翌年度において届出義務事業者となった場合は、合併年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。この場合、合併により承継した大規模工場等及び輸送手段も個別排出目標量が設定される。

大規模工場等については、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を1年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。

輸送手段については、合併時、存続会社が同種の輸送手段を保有していない場合は、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を1年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。また、合併時、存続会社

が同種の輸送手段を保有していたものの、それを用いて消滅会社と同じ特定事業活動を営んでいなかった場合も、当該特定事業活動については新設扱いとなり、合併年度における活動量等を1年分に補正した量が基準活動量等になる。

(b) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

存続会社は、前記（a）にて届出義務を負う場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

存続会社が合併年度の翌年度において届出義務事業者となり、前記（a）の届出義務を履行した場合には、排出枠の割当てを受ける。

(c) 移行計画の提出

存続会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 合併年度の排出実績量等の報告

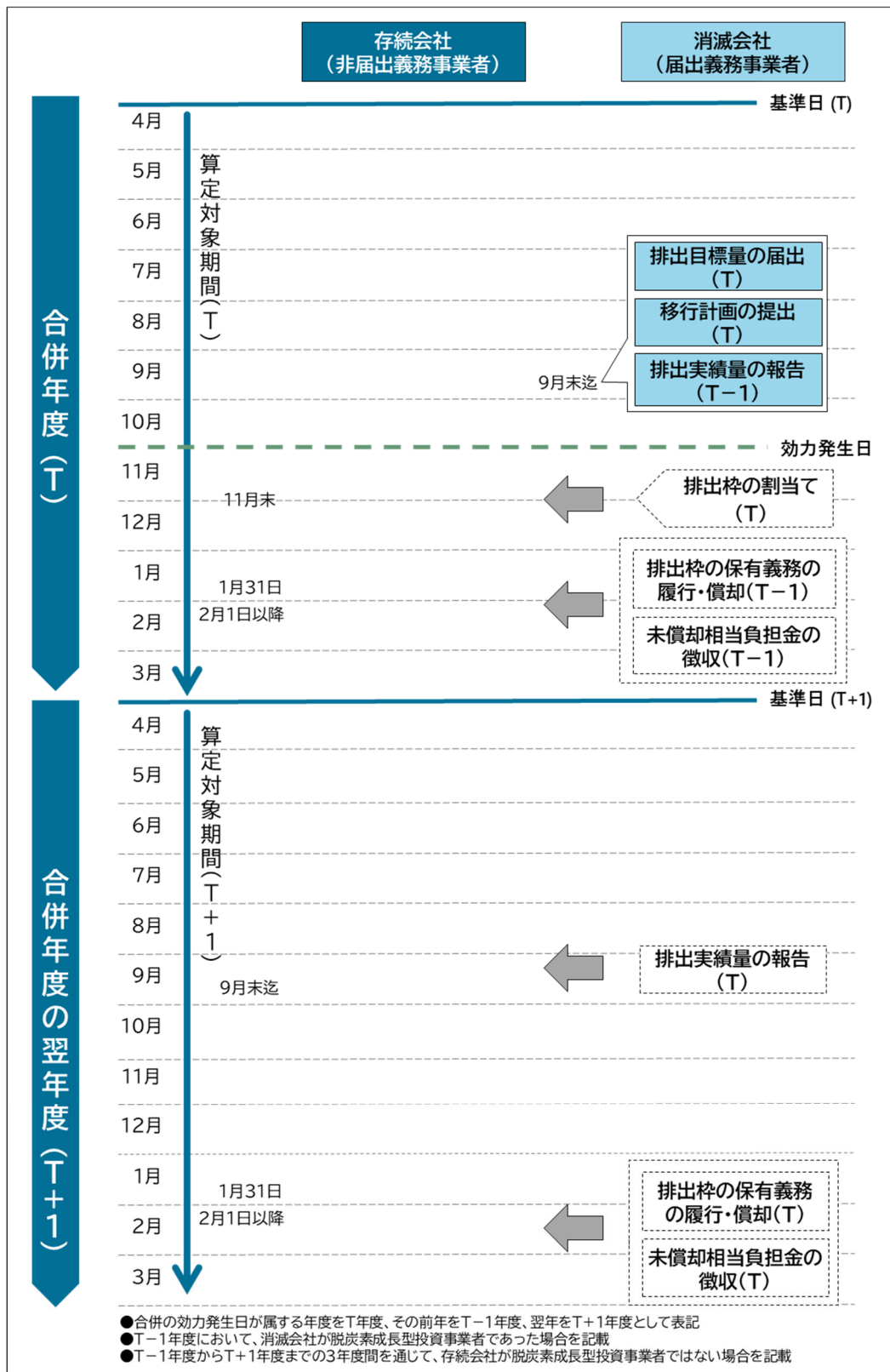
存続会社は、合併年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 合併年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

存続会社は、合併年度の排出枠の保有義務を負わない。

(ii) 消滅会社が合併年度において届出をしている場合

図5 非届出義務事業者による届出義務事業者の吸収合併における手続例
(効力発生日が届出後割当て前の場合)



(ア) 合併年度に求められる対応

(a) 届出

存続会社は、非届出義務事業者であり、合併年度においては届出を行う必要はない。なお、消滅会社が届出義務事業者であるものの、存続会社は、その届出義務を承継しない。

(b) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

合併の効力発生日が消滅会社による届出後、消滅会社に対する排出枠の割当て前に到来する場合には、消滅会社に割り当てられるはずであった排出枠は、存続会社に対して割り当てられる。

合併の効力発生日が消滅会社に対する排出枠の割当て後である場合には、合併の効力発生日において消滅会社が保有していた排出枠が存続会社に承継される。

(c) 移行計画の提出

存続会社は、合併によっても消滅会社の移行計画の提出義務は承継しない。

(d) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、合併により消滅会社の報告義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併したときには、存続会社は、合併年度の9月末日までに、自社と消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を併せて報告しなければならない。

合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併した場合には、存続会社は、合併年度の9月末日までに、消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合には、存続会社は、合併年度の9月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

なお、合併年度の9月末日以降に合併する場合には、存続会社と消滅会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合、それぞれ合併年度の9月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(e) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

存続会社は、合併により消滅会社の保有義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、自社の保有義務に加えて消滅会社の保有義務にかかるものも含めて、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、消滅会社の保有義務にかかる通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、消滅会社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、当該通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、自社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

なお、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合で、合併の効力発生日が合併年度の1月31日経過後であるものの、消滅会社が合併の効力発生時点においてその保有義務を履行しておらず、未償却相当負担金を負うときは、存続会社は、消滅会社の未償却相当負担金の納付義務を負う。

(イ) 合併年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、届出義務事業者とならない限りは、届出義務を負わない。仮に合併年度の翌年度において届出義務事業者となった場合は、合併年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。その際、吸収合併により承継された工場等又は輸送手段については、新設又は活動量の増加と整理されることになるが、その場合以下の点に留意されたい。

- (a) — 1 合併により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点
当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、消滅会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、存続会社

においては、消滅会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め引継ぎ漏れがないよう確認するよう注意されたい。

【条件】

- ・ 消滅会社が合併年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 存続会社が、合併年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、消滅会社のもとで合併年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(a) ー2 合併により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、消滅会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、存続会社においては、消滅会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 消滅会社が合併年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 存続会社が、消滅会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を合併時に保有していないこと、又は存続会社が、合併時に、消滅会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて消滅会社と同じ特定事業活動を営んでいなかったこと
- ・ 存続会社が、合併年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段において、消滅会社のもとで合併年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(b) 排出枠の割当て

存続会社は、前記(a)にて届出義務を負う場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

(c) 移行計画の提出

存続会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 合併年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、合併年度の翌年度において、合併年度の消滅会社の排出実績量等を報告しなければならない。

(e) 合併年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

存続会社は、合併年度の翌年度の1月31日において、前記(d)の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

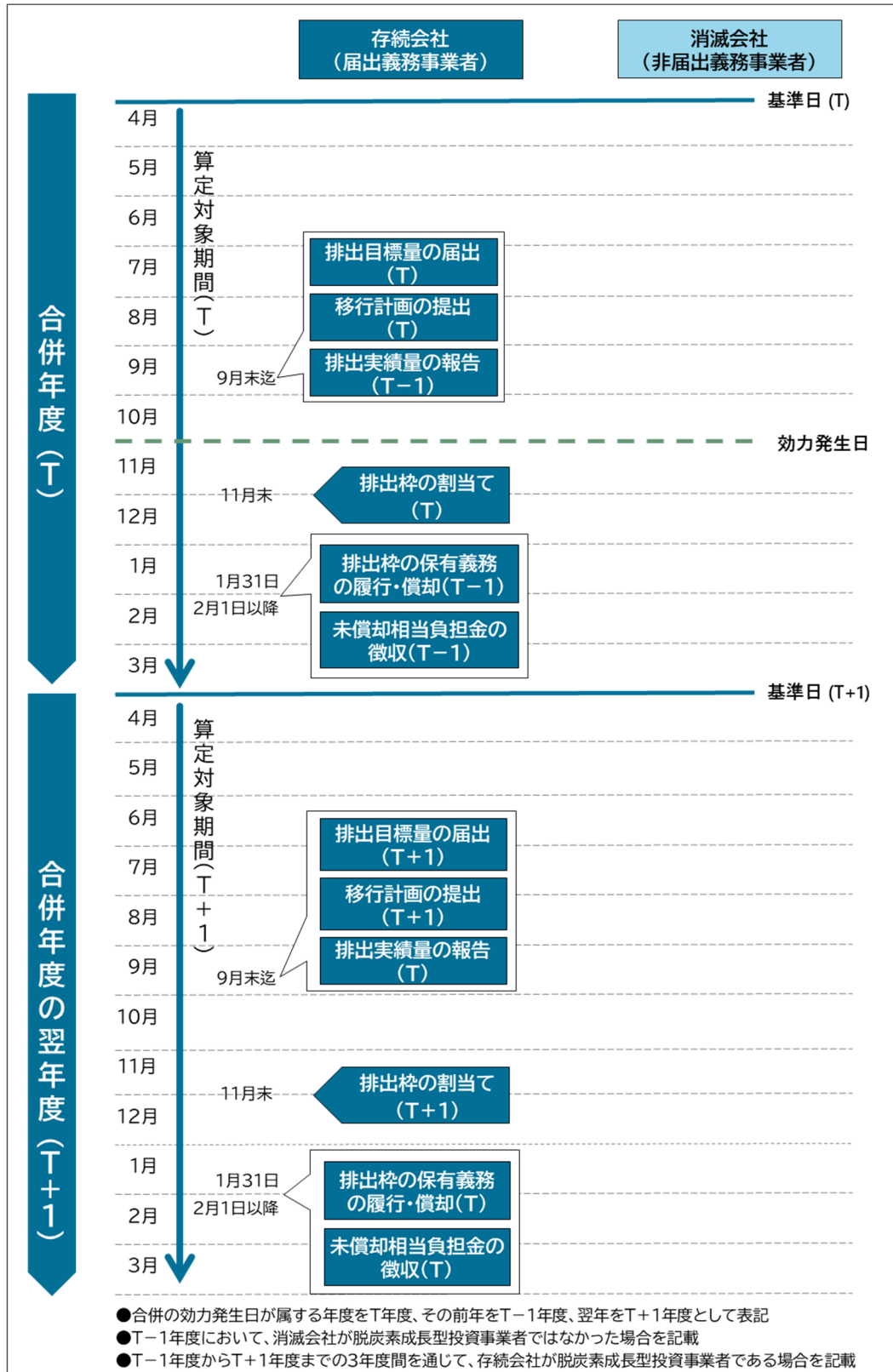
② 消滅会社に求められる対応

消滅会社は、合併年度又は合併年度の前年度に届出を行っている場合、合併の効力発生日までに、経済産業大臣に対して合併により消滅する旨を届け出なければならない。

消滅会社は、合併の効力発生日までは法人格が存在するため、その効力発生日の時期に応じて合併年度における届出義務、前年度分の報告義務・保有義務を負うことに留意されたい。

(3) 届出義務事業者（存続会社）が非届出義務事業者（消滅会社）を吸収合併した場合

図6 届出義務事業者が非届出義務事業者を吸収合併した場合における手続例
 (効力発生日が届出後割当て前の場合)



① 存続会社（届出義務事業者）に求められる対応

(i) 合併年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

存続会社は、合併年度の 4 月 1 日到来時における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量等を設定し、届け出なければならない。

(イ) 排出枠の割当て（原則として 11 月末日）

存続会社は、前記（ア）の届出にかかる排出枠の割当てを受ける。

また、存続会社は、消滅会社が合併の効力発生日において保有する排出枠を承継する。

(ウ) 移行計画の提出（9 月末日まで）

存続会社は、合併年度の 9 月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(エ) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

存続会社は、合併により消滅会社の報告義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併したときには、存続会社は、合併年度の 9 月末日までに、自社と消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を併せて報告しなければならない。

合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併した場合には、存続会社は、合併年度の 9 月末日までに、消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合には、存続会社は、合併年度の 9 月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

なお、合併年度の 9 月末日以降に合併する場合には、存続会社と消滅会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合、それぞれ合併年度の 9 月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(オ) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1 月末日経過時）

存続会社は、合併により消滅会社の保有義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の 1 月 31 日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の 1 月 31 日において、自社の保有義務に加えて消滅会社

の保有義務にかかるものも含めて、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、消滅会社の保有義務にかかる通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、消滅会社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、当該通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、自社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

なお、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合で、合併の効力発生日が合併年度の1月31日経過後であるものの、消滅会社が合併の効力発生時点においてその保有義務を履行しておらず、未償却相当負担金を負うときは、存続会社は、消滅会社の未償却相当負担金の納付義務を負う。

(ii) 合併年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合、当該年度の開始時である4月1日到来時における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。この場合、合併により承継した大規模工場等及び輸送手段も個別排出目標量が設定される。

大規模工場等については、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を1年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。

輸送手段については、合併時、存続会社が同種の輸送手段を保有していない場合は、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を1年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。また、合併時、存続会社が同種の輸送手段を保有していたものの、それを用いて消滅会社と同じ特定事業活動を営んでいなかった場合も、当該特定事業活動については新設扱いとなり、合併年度における活動量等を1年分に補正した量が基準活動量等になる。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

存続会社は、前記（ア）の届出にかかる排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 移行計画の提出（9月末日まで）

存続会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、合併年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

（エ）合併年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、合併年度における自社保有の工場等又輸送手段に加えて、消滅会社から承継した工場等又は輸送手段における排出実績量等（合併の効力発生日以降のものに限る。）を報告しなければならない。

（オ）合併年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

存続会社は、合併年度の翌年度の1月31日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

② 消滅会社に求められる対応

消滅会社は、合併年度の前年度に届出を行っている場合には、合併の効力発生日までに、経済産業大臣に対して合併により消滅する旨を届け出なければならない。

消滅会社は、合併の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合、合併の効力発生日までは法人格が存在するため、その効力発生日の時期に応じて、合併年度の前年度分の報告義務・保有義務を負うことに留意されたい。

（4）非届出義務事業者（存続会社）が非届出義務事業者（消滅会社）を吸収合併した場合

消滅会社が合併年度の前年度において、脱炭素成長型投資事業者であるか否かで対応が異なる。

① 消滅会社が合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合

（i）合併年度において存続会社に求められる対応

（ア）届出

存続会社は、非届出義務事業者であり、合併年度においては届出を行う必要はない。

（イ）排出枠の割当て

存続会社及び消滅会社は届出を行わない以上、合併年度において、存続会社に割り当てられるべき排出枠は存在しない。

（ウ）移行計画の提出

存続会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

（エ）合併年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、合併により消滅会社の報告義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併したときには、存続会社は、合併年度の9月末日までに、自社と消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を併せて報告しなければならない。

合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併した場合には、存続会社は、合併年度の9月末日までに、消滅会社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合には、存続会社は、合併年度の9月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

なお、合併年度の9月末日以降に合併する場合には、存続会社と消滅会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合、それぞれ合併年度の9月末日までに、自社の合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(オ) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

存続会社は、合併により消滅会社の保有義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において存続会社も消滅会社も脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、自社の保有義務に加えて消滅会社の保有義務にかかるものも含めて、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、消滅会社の保有義務にかかる通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において消滅会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、消滅会社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、当該通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、存続会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

合併年度の前年度において存続会社のみ脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、存続会社は、合併年度の1月31日において、自社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

なお、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合で、合併の効力発生日が合併年度の1月31日経過後であるものの、消滅会社が合併の効力発生時点においてその保有義務を履行しておらず、未償却相当負担金を負うときは、存続会社は、消滅会社の未償却相当負担金の納付義務を負う。

(ii) 合併年度の翌年度において存続会社に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、届出義務事業者とならない限りは、届出義務を負わない。仮に合併年度の翌年度において届出義務事業者となった場合は、合併年度の翌年度の4月1日到来時に保有する工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。この場合、合併により承継した大規模工場等及び輸送手段も個別排出目標量が設定される。

大規模工場等については、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を1年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。

輸送手段については、合併時、存続会社が同種の輸送手段を保有していない場合は、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を1年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。また、合併時、存続会社が同種の輸送手段を保有していたものの、それを用いて消滅会社と同じ特定事業活動を営んでいなかった場合も、当該特定事業活動については新設扱いとなり、合併年度における活動量等を1年分に補正した量が基準活動量等になる。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

存続会社は、前記（ア）にて届出義務を負う場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

存続会社が合併年度の翌年度において届出義務事業者となり、前記（ア）の届出義務を履行した場合には、排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 移行計画の提出

存続会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 合併年度の排出実績量等の報告

存続会社は、合併年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 合併年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

存続会社は、合併年度の排出枠の保有義務を負わない。

(iii) 消滅会社に求められる対応

消滅会社は、合併年度の前年度に届出を行っているため、合併の効力発生日までに、経済産業大臣に対して合併により消滅する旨を届け出なければならない。

消滅会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であるところ、合併の効力発生日までは法人格が存在するため、その効力発生日の時期に応じて合併年度の前年度分の報告義務・保有義務を負うことに留意されたい。

② 消滅会社が合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者でない場合

(i) 合併年度において存続会社に求められる対応

(ア) 届出

存続会社は、非届出義務事業者であり、合併年度においては届出を行う必要はない。

(イ) 排出枠の割当て

存続会社及び消滅会社は届出を行わない以上、合併年度において、存続会社に割り当てられるべき排出枠は存在しない。

(ウ) 移行計画の提出

存続会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告

存続会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者でない限り、排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

存続会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者でない限り、排出枠の保有義務を負わない。

(ii) 合併年度の翌年度において存続会社に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

存続会社は、届出義務事業者とならない限りは、届出義務を負わない。仮に合併年度の翌年度において届出義務事業者となった場合は、合併年度の翌年度の4月1日到来時に保有する工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。この場合、合併により承継した大規模工場等及び輸送手段も個別排出目標量が設定される。

大規模工場等については、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を1年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。

輸送手段については、合併時、存続会社が同種の輸送手段を保有していない場合は、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を1年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。また、合併時、存続会社が同種の輸送手段を保有していたものの、それを用いて消滅会社と同じ特定事業活動を

営んでいなかった場合も、当該特定事業活動については新設扱いとなり、合併年度における活動量等を1年分に補正した量が基準活動量等になる。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

存続会社は、前記（ア）にて届出義務を負う場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

存続会社が合併年度の翌年度において届出義務事業者となり、前記（ア）の届出義務を履行した場合には、排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 移行計画の提出

存続会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 合併年度の排出実績量等の報告

存続会社は、合併年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 合併年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

存続会社は、合併年度の排出枠の保有義務を負わない。

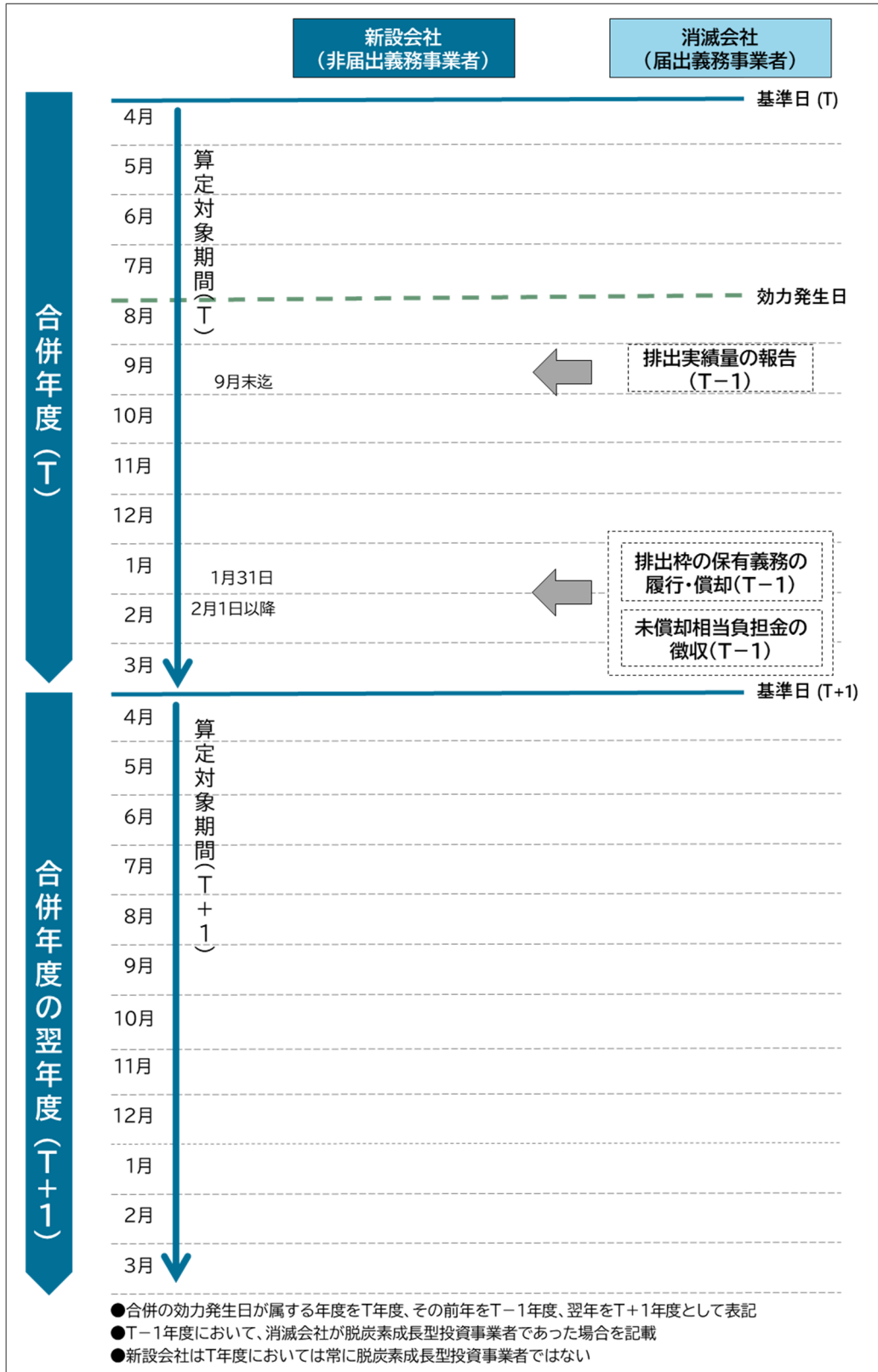
(iii) 消滅会社に求められる対応

消滅会社において求められる対応はない。

1. 3 新設合併

(1) 消滅会社に届出義務事業者が含まれる新設合併をした場合

図7 届出義務事業者が消滅会社となる場合における手続例
(効力発生日が届出前の場合)



① 新設会社（非届出義務事業者）に求められる対応

(i) 消滅会社が合併年度において届出をしていない場合

(ア) 合併年度に求められる対応

(a) 届出

新設会社は、常に非届出義務事業者であるため、合併年度において、届出を行う必要はない。なお、消滅会社が届出義務事業者であるものの、新設会社は、その届出義務を承継しない。

(b) 排出枠の割当て

新設会社に対して割当ては行われぬ。

新設会社は、合併の効力発生日において消滅会社が保有する排出枠を承継する。

(c) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

新設会社は、合併により消滅会社の報告義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併したときには、新設会社は、合併年度の 9 月末日までに、消滅会社における合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(e) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1 月末日経過時）

新設会社は、合併により消滅会社の保有義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の 1 月 31 日以前に合併したときには、新設会社は、合併年度の 1 月 31 日において、消滅会社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の 12 月 1 日以降の場合、消滅会社の保有義務にかかる通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、新設会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

なお、合併の効力発生日が合併年度の 1 月 31 日経過後であるものの、消滅会社が合併の効力発生時点においてその保有義務を履行しておらず、未償却相当負担金を負う場合は、新設会社は、消滅会社の未償却相当負担金の納付義務を負う。

(イ) 合併年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

新設会社は、届出義務事業者とならない限りは、届出義務を負わない。仮に合併年度の翌年度において届出義務事業者となった場合は、合併年度の翌年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。この場合、合併により承継した大規模工場等及び輸送手段も個別排出目標量が設定される。

大規模工場等については、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を 1 年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。

輸送手段については、合併時、存続会社が同種の輸送手段を保有していない場合は、新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を 1 年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。また、合併時、存続会社が同種の輸送手段を保有していたものの、それを用いて消滅会社と同じ特定事業活動を営んでいなかった場合も、当該特定事業活動については新設扱いとなり、合併年度における活動量等を 1 年分に補正した量が基準活動量等になる。

(b) 排出枠の割当て

新設会社は、前記（a）にて届出義務を負う場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

(c) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 合併年度の排出実績量等の報告

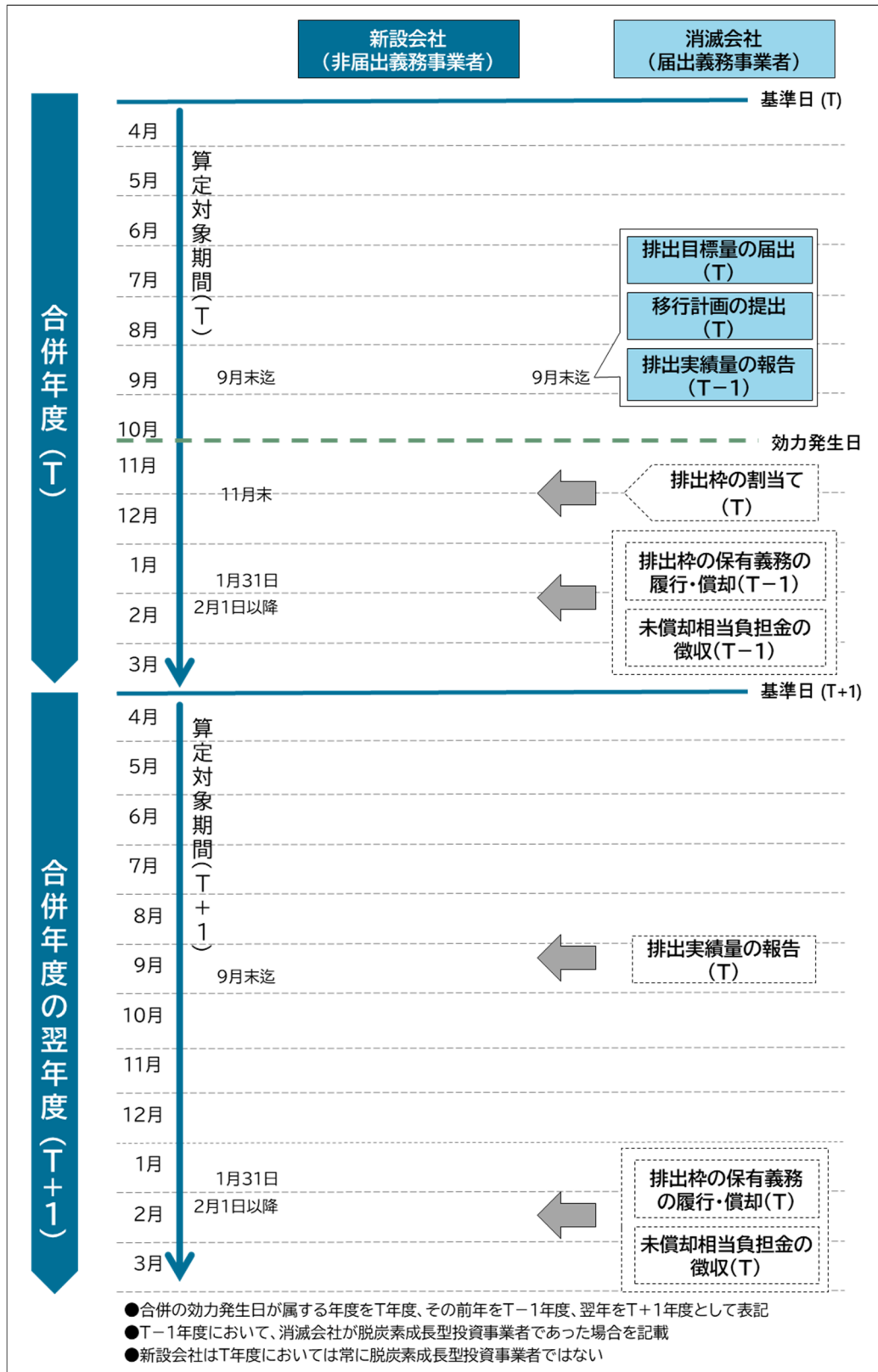
新設会社は、合併年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 合併年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

新設会社は、合併年度の翌年度において排出枠の保有義務を負わない。

(ii) 消滅会社が合併年度において届出をしている場合

図8 届出義務事業者が消滅会社となる場合における手続例
(効力発生日が届出後の場合)



(ア) 合併年度に求められる対応

(a) 届出

新設会社は、常に非届出義務事業者であるため、合併年度において、届出を行う必要はない。

(b) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

合併の効力発生日が、消滅会社による届出後、消滅会社に対する排出枠の割当て前に到来する場合には、消滅会社に割り当てられるはずであった当該年度の排出枠は、新設会社に対して割り当てられる。

合併の効力発生日が、消滅会社に対する排出枠の割当て後である場合には、合併の効力発生日において消滅会社が保有していた排出枠が新設会社に承継される。

(c) 移行計画の提出

新設会社は、合併によっても消滅会社の移行計画の提出義務は承継しない。

(d) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

新設会社は、合併により消滅会社の報告義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併したときには、新設会社は、合併年度の9月末日までに、消滅会社における合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(e) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

新設会社は、合併により消滅会社の保有義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、新設会社は、合併年度の1月31日において、消滅会社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、当該通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、新設会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

なお、合併の効力発生日が合併年度の1月31日経過後であるものの、消滅会社が合併の効力発生時点においてその保有義務を履行しておらず、未償却相当負担金を負う場合は、新設会社は、消滅会社の未償却相当負担金の納付義務を負う。

(イ) 合併年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

新設会社は、届出義務事業者とならない限りは、届出義務を負わない。仮に合併年度の翌年度において届出義務事業者となった場合は、合併年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。その際、新設合併により承継された工場等又は輸送手段については、新設と整理されることになるが、その場合以下の点に留意されたい。

すなわち、当該大規模工場等及び輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、消滅会社が設定される基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、新設会社においては、消滅会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 消滅会社が合併年度の4月1日到来時において当該大規模工場等又は輸送手段を保有していたこと
- ・ 新設会社が、合併年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等又は輸送手段において、消滅会社のもとで合併年度の4月1日到来時に同工場等又は輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(b) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

新設会社は、前記（a）にて届出義務を負う場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

新設会社が合併年度の翌年度において届出義務事業者となり、前記（a）の届出義務を履行した場合には、排出枠の割当てを受ける。

(c) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 合併年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

新設会社は、合併年度における消滅会社の排出実績量等を報告しなければならない。

(e) 合併年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

新設会社は、合併年度の翌年度の1月31日において、前記（c）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

② 消滅会社に求められる対応

消滅会社は、合併年度に届出を行っているため、合併の効力発生日までに、経済産業大臣に対して合併により消滅する旨を届け出なければならない。

消滅会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合、当該年度についての排出実績量等の報告を合併年度にしなければならないところ、合併の効力発生日が当該報告義務及びこれによる保有義務の期限前に到来する場合は、各義務を負うことに留意されたい。

(2) 非届出義務事業者のみが消滅会社となる新設合併をした場合

消滅会社に、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である者が含まれている否かで対応が異なる。

① 消滅会社が合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者である場合

(i) 合併年度において新設会社に求められる対応

(ア) 届出

新設会社は、常に非届出義務事業者であるため、合併年度において、届出を行う必要はない。

(イ) 排出枠の割当て

新設会社及び消滅会社は届出を行わない以上、新設会社に割り当てられるべき排出枠は存在しない。

(ウ) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

新設会社は、合併により消滅会社の報告義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、消滅会社が合併年度の前年度の排出実績量等の報告前に合併したときには、新設会社は、合併年度の9月末日までに、消滅会社における合併年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(オ) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

新設会社は、合併により消滅会社の保有義務を承継する。

そのため、合併年度の前年度において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者であった場合であって、合併年度の1月31日以前に合併したときには、新設会社は、合併年度の1月31日において、消滅会社の保有義務に関し、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。合併が合併年度の12月1日以降の場合、当該通知は、合併前に消滅会社に対して行われている可能性もあるため、新設会社は合併にあたり当該通知を把握するよう注意を要する。

なお、合併の効力発生日が合併年度の1月31日経過後であるものの、消滅会社が合併の効力発生日においてその保有義務を履行しておらず、未償却相当負担金を負う場合は、新設会社は、消滅会社の未償却相当負担金の納付義務を負う。

(ii) 合併年度の翌年度において新設会社に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

新設会社は、届出義務事業者とならない限りは、届出義務を負わない。仮に合併年度の翌年度において届出義務事業者となった場合は、合併年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。この場合、合併により承継した大規模工場等及び輸送手段も個別排出目標量が設定されるが、いずれも新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を1年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

新設会社は、前記（ア）にて届出義務を負う場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

新設会社が合併年度の翌年度において届出義務事業者となり、前記（ア）の届出義務を履行した場合には、排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 合併年度の排出実績量等の報告

新設会社は、合併年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 合併年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

新設会社は、合併年度の排出枠の保有義務を負わない。

(iii) 消滅会社に求められる対応

消滅会社は、合併年度の前年度に届出を行っているため、合併の効力発生日までに、経済産業大臣に対して合併により消滅する旨を届け出なければならない。

消滅会社は、合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であったため、当該年度についての排出実績量等の報告を合併年度にしなければならないところ、合併の効力発生日が当該報告義務及びこれによる保有義務の期限前に到来する場合は、各義務を負うことに留意されたい。

② 消滅会社がいずれも合併年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者でない場合

(i) 合併年度において新設会社に求められる対応

- (ア) 届出
新設会社は、常に非届出義務事業者であるため、合併年度において、届出を行う必要はない。
- (イ) 排出枠の割当て
新設会社及び消滅会社は届出を行わない以上、新設会社に割り当てられるべき排出枠は存在しない。
- (ウ) 移行計画の提出
新設会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。
- (エ) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告
新設会社は、前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。
- (オ) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務
新設会社は、排出枠の保有義務を負わない。
- (ii) 合併年度の翌年度において新設会社に求められる対応
 - (ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）
新設会社は、届出義務事業者とならない限りは、届出義務を負わない。仮に合併年度の翌年度において届出義務事業者となった場合は、合併年度の翌年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段の個別排出目標量を設定の上、排出目標量の設定を行わなければならない。この場合、合併により承継した大規模工場等及び輸送手段も個別排出目標量が設定されるが、いずれも新設扱いとなり、合併年度における活動量等及び排出量等を 1 年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。
 - (イ) 排出枠の割当て（原則として 11 月末日）
新設会社は、前記（ア）にて届出義務を負う場合を除き、排出枠の割当ては受けない。
新設会社が合併年度の翌年度において届出義務事業者となり、前記（ア）の届出義務を履行した場合には、排出枠の割当てを受ける。
 - (ウ) 移行計画の提出
新設会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。
 - (エ) 合併年度の前年度の排出実績量等の報告
新設会社は、合併年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。
 - (オ) 合併年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務
新設会社は、合併年度の前年度の排出枠の保有義務を負わない。
- (iii) 消滅会社に求められる対応

消滅会社において求められる対応はない。

第2章 分割における考え方

第2章 分割

2. 1 総論

2. 1. 1 「分割」とは

G X推進法における「分割」は、会社法上の「会社分割」と同義であり、「吸収分割」及び「新設分割」の2つの種類がある。

会社法上の定義として、吸収分割においては、事業に関する権利義務の全部又は一部を分割する会社から、当該権利義務の全部又は一部を既存の会社に移転する（以下分割する会社を「分割会社」といい、承継する会社を「分割承継会社」という。）。

新設分割においては、分割会社から当該権利義務の全部又は一部を新設する会社（以下「新設会社」という。）に移転する。

2. 1. 2 分割における考え方

(1) 考え方の視点

分割承継会社又は新設会社は、会社分割の効力発生日において、吸収分割契約又は新設分割計画の定めに従い、分割会社が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する。ただし、G X推進法上の権利義務等に関しては、公法上のものであることから、G X推進法独自の整理を行う箇所もある。

会社分割に伴って本制度において求められる対応は、分割の種類（吸収分割又は新設分割）、当事者の立場（分割会社、分割承継会社又は新設会社）、法的地位（割当年度及びその前年度において届出義務事業者等か否か）、分割対象（大規模工場等、輸送手段又は小規模工場等）及び手続の進行状況に応じて違いが生じる。

(2) 吸収分割における整理

吸収分割においては、前記（1）の視点から、大きく以下の4つのパターンに整理する。

- ① 分割承継会社及び分割会社がともに届出義務事業者である場合（2. 2（1））
- ② 分割承継会社が非届出義務事業者であり、分割会社が届出義務事業者である場合（2. 2（2））
- ③ 分割承継会社が届出義務事業者であり、分割会社が非届出義務事業者である場合（2. 2（3））
- ④ 分割承継会社及び分割会社がともに非届出義務事業者である場合（2. 2（4））

(3) 新設分割における整理

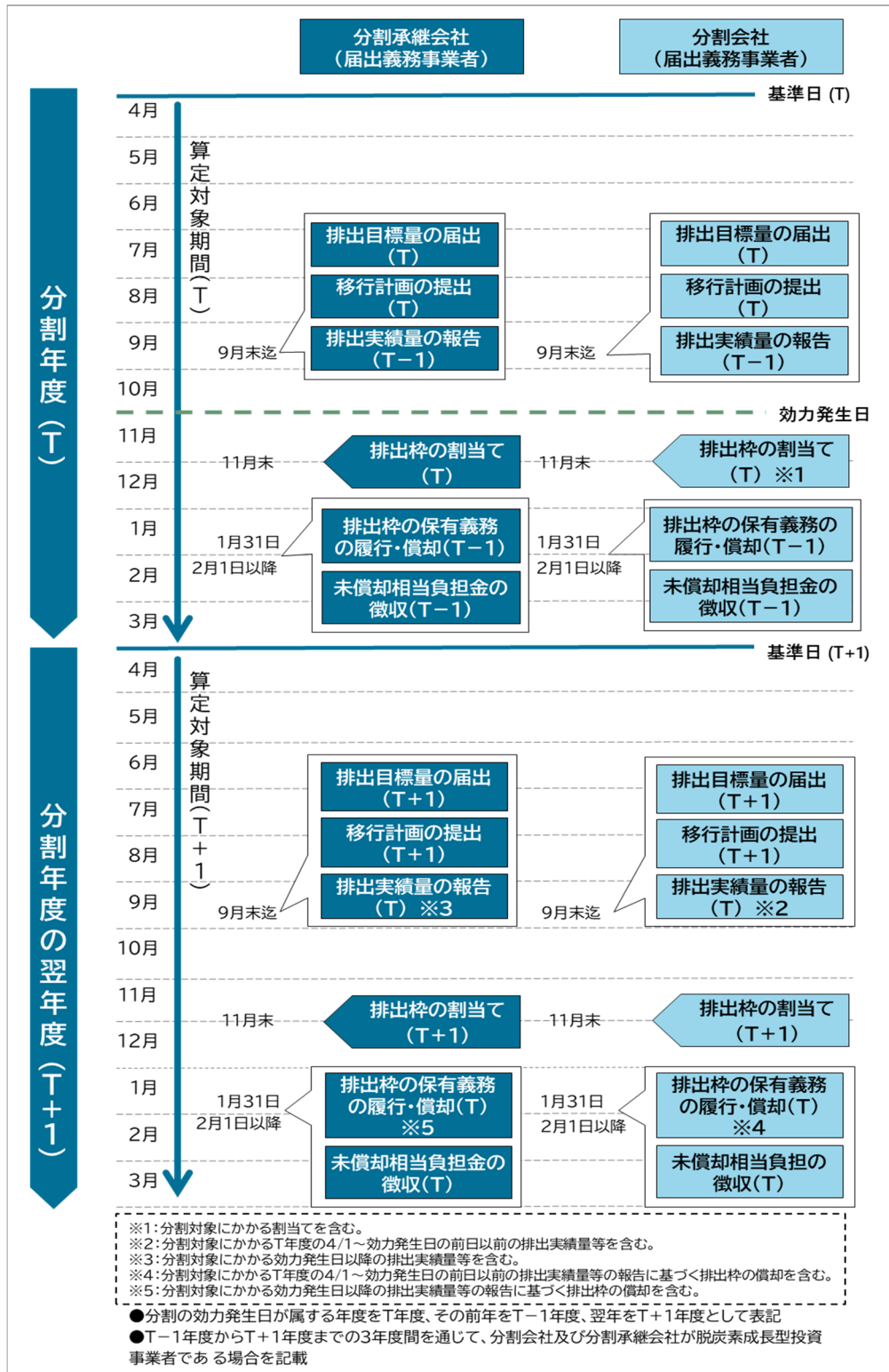
新設分割においては、前記（１）の視点から、以下の２つのパターンに整理する。なお、新設分割においては、２以上の分割会社が存在し得るところ、その場合においても分割会社ごとに相対で以下のパターンにより整理することができる。

- ① 届出義務事業者が分割会社となる新設分割である場合（２．３（１））
- ② 非届出義務事業者が分割会社となる新設分割である場合（２．３（２））

2. 2 吸収分割

(1) 届出義務事業者（分割承継会社）が届出義務事業者（分割会社）を吸収分割した場合

図9 届出義務事業者同士の吸収分割における手続例
(効力発生日が届出後割当て前の場合)



- ① 分割会社（届出義務事業者）に求められる対応
- (i) 分割年度に求められる対応
- (ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）
- 分割会社は、分割年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。なお、分割後に届出を行う場合であっても、分割対象もバウンダリーに含めて個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。
- (イ) 排出枠の割当て（原則として 11 月末日）
- 分割対象にかかる排出枠は、分割会社に対して割り当てられる。
- (ウ) 移行計画の提出（9 月末日まで）
- 分割会社は、分割年度の 9 月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。
- (エ) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）
- 分割会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の 9 月末日までに、分割年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。
- (オ) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1 月末日経過時）
- 分割会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の 1 月 31 日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。
- (ii) 分割年度の翌年度に求められる対応
- (ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）
- 分割会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、分割年度の翌年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の翌年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。
- (a) 分割対象が分割会社のバウンダリーに含まれるか否か
- 分割により、分割対象は、分割年度の翌年度の 4 月 1 日時点における分割会社のバウンダリーには含まれなくなる。
- (b) 分割により承継させた大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点
- 当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を分割承継会社に引き継がせる必要がある。そのため、分割会社においては、分割会社のもとで設定していた

当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割承継会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(c) 分割により承継させた輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を分割承継会社に引き継がせる必要がある。そのため、分割会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割承継会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を分割時に保有していないこと、又は分割承継会社が、分割時に、分割会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて分割会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(d) 分割により承継させた小規模工場等

当該小規模工場等は、分割会社の個別排出目標量の設定において、分割会社の保有する全ての小規模工場等における排出量分の減少として、即時には反映されず、分割会社の排出量の変動に対する割当ての調整方法に従い調整され得る。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

分割会社は、前記（ア）の届出をした場合には、同届出に基づく排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 割当量の調整

前記（イ）の割当てにおいて、分割年度における分割対象にかかる排出枠の割当量相当分の調整はなされない。その調整は、分割の当事者間で調整されることが期待される（例えば、分割会社が、分割対象にかかる排出枠相当分を分割承継会社に譲渡することや当該排出枠相当額の金銭を分割承継会社に支払うことなどが考えられる。）。

(エ) 移行計画の提出（9月末日まで）

分割会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、分割年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(オ) 分割年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

分割会社は、分割年度の4月1日から分割の効力発生日の前日までの分割対象にかかる排出実績量等も含めて、分割年度における自社の排出実績量等を報告しなければならない。

(カ) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

分割会社は、分割年度の翌年度の1月31日において、前記（オ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

② 分割承継会社（届出義務事業者）に求められる対応

(i) 分割年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

分割承継会社は、分割年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の9月末日までに届出を行わなければならない。そのため、分割対象は、分割承継会社のバウンダリーには含まれない。なお、分割後に届出を行う場合であっても、分割対象をバウンダリーに含めずに個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

分割対象にかかる排出枠は、分割承継会社に対しては割り当てられない。

(ウ) 移行計画の提出（9月末日まで）

分割承継会社は、分割年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(エ) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

分割承継会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の9月末日までに、分割年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(オ) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

分割承継会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の1月31日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(ii) 分割年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

分割承継会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の翌年度の9月末日までに届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) 分割対象が分割承継会社のバウンダリーに含まれるか否か

分割により、分割対象は、分割年度の翌年度の4月1日時点における分割承継会社のバウンダリーに含まれる。

(b) 分割により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、分割承継会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同工場等

にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(c) 分割により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、分割承継会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を分割時に保有していないこと、又は分割承継会社が、分割時に、分割会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて分割会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(d) 分割により承継した小規模工場等

当該小規模工場等は、分割承継会社の個別排出目標量の設定において、分割承継会社の保有する全ての小規模工場等における排出量分の増加として、即時には反映されず、分割承継会社の排出量の変動に対する割当ての調整方法に従い調整され得る。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

分割承継会社は、前記（ア）の届出をした場合には、同届出に基づく排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 割当量の調整

前記（イ）の割当てにおいて、分割年度における分割対象にかかる排出枠の割当量相当分の調整はなされない。その調整は、分割の当事者間で調整されることが期待される（例えば、分割会社が、分割対象にかかる排出枠相当分を分割承継

会社に譲渡することや当該排出枠相当額の金銭を分割承継会社に支払うことなどが考えられる。)

(エ) 移行計画の提出（9月末日まで）

分割承継会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、分割年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(オ) 分割年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

分割承継会社は、分割年度の分割の効力発生日以降の分割対象にかかる排出実績量等も含めて、分割年度における自社の排出実績量等を報告しなければならない。

(カ) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

分割承継会社は、分割年度の翌年度の1月31日において、前記（オ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(2) 非届出義務事業者（分割承継会社）が届出義務事業者（分割会社）を吸収分割した場合

① 分割会社（届出義務事業者）に求められる対応

(i) 分割年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

分割会社は、分割年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の9月末日までに届出を行わなければならない。なお、分割後に届出を行う場合であっても、分割対象もバウダリーに含めて個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

分割対象にかかる排出枠は、分割会社に対して割り当てられる。

(ウ) 移行計画の提出（9月末日まで）

分割会社は、分割年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(エ) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

分割会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の9月末日までに、分割年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(オ) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

分割会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の1月31日において、前記(エ)の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(ii) 分割年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出(期限延期の承認がない限り9月末日まで)

分割会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の翌年度の9月末日までに届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) 分割対象が分割会社のバウンダリーに含まれるか否か

分割により、分割対象は、分割年度の翌年度の4月1日時点における分割会社のバウンダリーには含まれなくなる。

(b) 分割により承継させた大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を分割承継会社に引き継がせる必要がある。そのため、分割会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割承継会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(c) 分割により承継させた輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を分割承継会社に引き継がせる必要がある。そのため、分割会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割承継会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を分割時に保有していないこと、又は分割承継会社が、分割時に、分割会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて分割会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(d) 分割により承継させた小規模工場等

当該小規模工場等は、分割会社の個別排出目標量の設定において、分割会社の保有する全ての小規模工場等における排出量分の減少として、即時には反映されず、分割会社の排出量の変動に対する割当ての調整方法に従い調整される。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

分割会社は、前記（ア）の届出をした場合には、同届出に基づく排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 割当量の調整

前記（イ）の割当てにおいて、分割年度における分割対象にかかる排出枠の割当量相当分の調整はなされない。その調整は、分割の当事者間で調整されることが期待される（例えば、分割会社が、分割対象にかかる排出枠相当分を分割承継会社に譲渡することや当該排出枠相当額の金銭を分割承継会社に支払うことなどが考えられる。）。

(エ) 移行計画の提出（9月末日まで）

分割会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、分割年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(オ) 分割年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

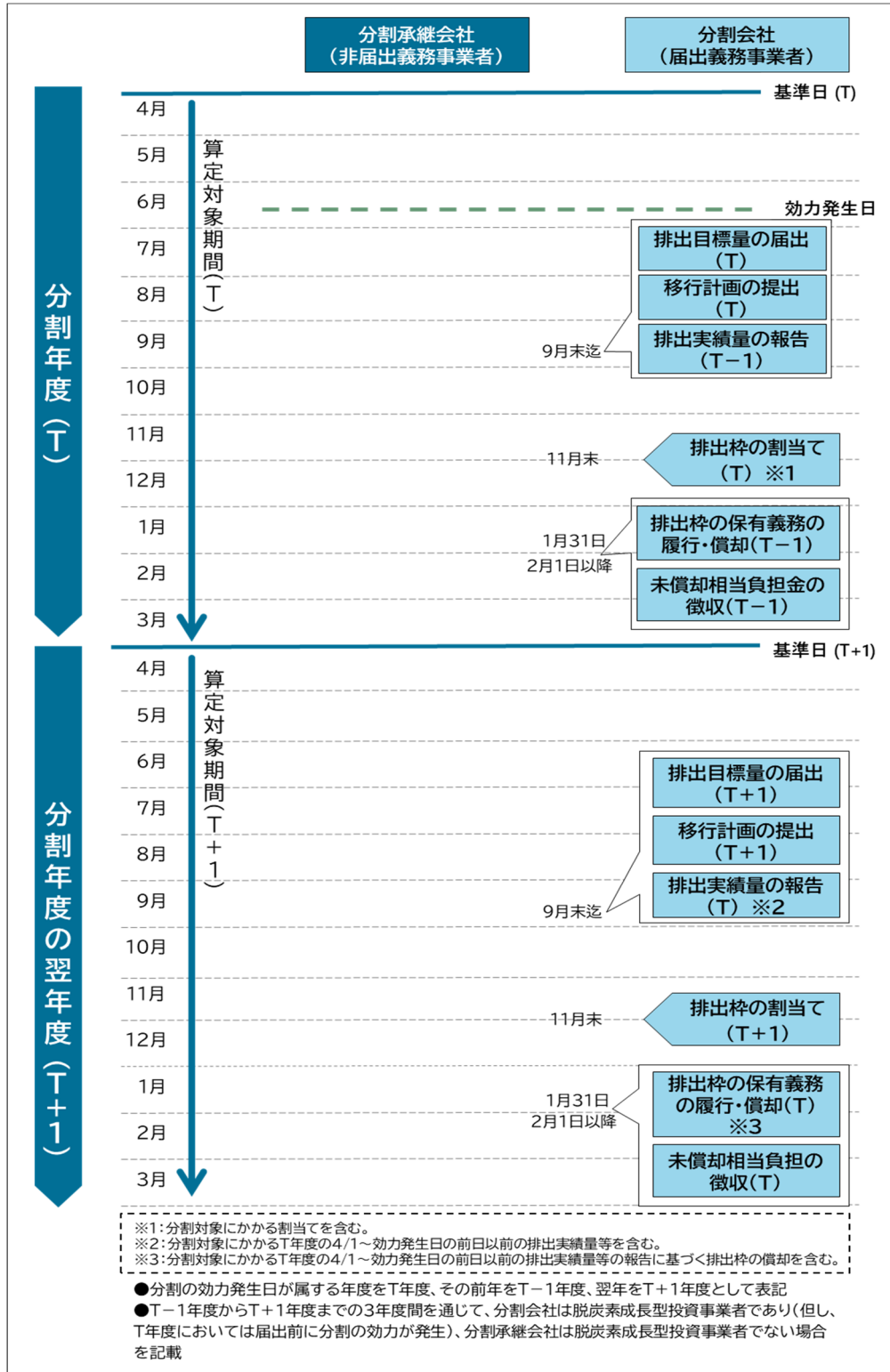
分割会社は、分割年度の4月1日から分割の効力発生日の前日までの分割対象にかかる排出実績量等も含めて、分割年度における自社の排出実績量等を報告しなければならない。

(カ) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

分割会社は、分割年度の翌年度の1月31日において、前記（オ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

- ② 分割承継会社（非届出義務事業者）に求められる対応
 (i) 分割会社が分割年度において届出をしていない場合

図 10 非届出義務事業者が届出義務事業者を吸収分割した場合における手続例
 (効力発生日が届出前の場合)



(ア) 分割年度に求められる対応

(a) 届出

分割承継会社は、非届出義務事業者であり、分割年度においては届出を行う必要はない。

(b) 排出枠の割当て

分割承継会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(c) 移行計画の提出

分割承継会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告

分割承継会社は、分割年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

分割承継会社は、前記(d)の報告を行った場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(イ) 分割年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出

分割承継会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、分割承継会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) ー1 分割対象が分割承継会社のバウンダリーに含まれるか否か

分割により、分割対象は、分割年度の翌年度の4月1日時点における分割承継会社のバウンダリーに含まれる。

(a) ー2 分割により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、分割承継会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと

- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(a) 一3 分割により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、分割承継会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を分割時に保有していないこと、又は分割承継会社が、分割時に、分割会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて分割会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(a) 一4 分割により承継した小規模工場等

当該小規模工場等は、分割承継会社の個別排出目標量の設定において、全ての小規模工場等で形成する一つの事業場として、分割年度における分割の効力発生日以降の排出量等を1年分に補正した量が基準排出量等に計上される。

(b) 排出枠の割当て

分割承継会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(a)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

(c) 移行計画の提出

分割承継会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 分割年度の排出実績量等の報告

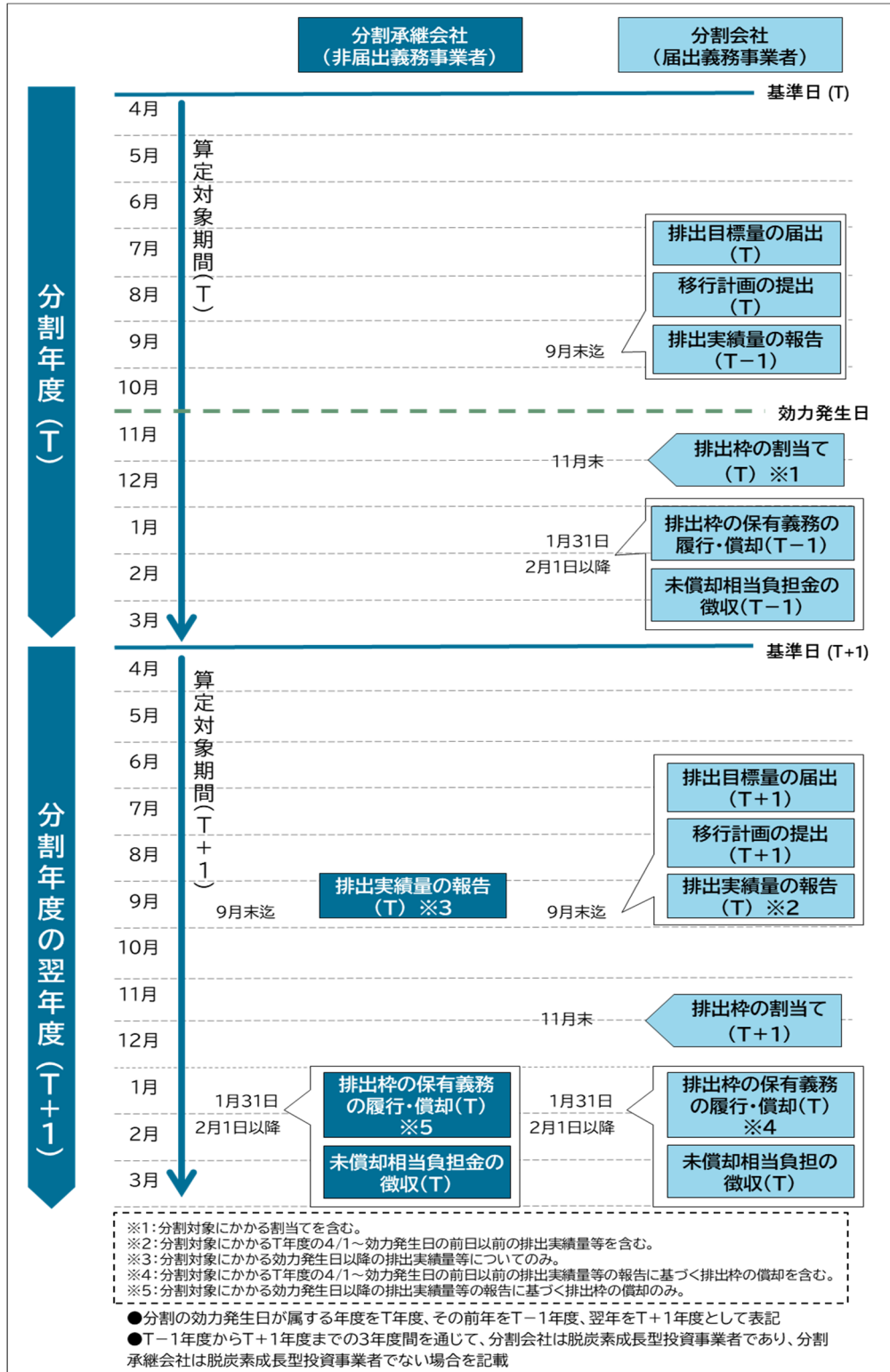
分割承継会社は、分割年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

分割承継会社は、分割年度の排出実績量等にかかる排出枠の保有義務を負わない。

(ii) 分割会社が分割年度において届出をしている場合（脱炭素成長型投資事業者である場合）

図 11 非届出義務事業者が届出義務事業者を吸収分割した場合における手続例
（効力発生日が届出後割当て前の場合）



(ア) 分割年度に求められる対応

(a) 届出

分割承継会社は、非届出義務事業者であり、分割年度においては届出を行う必要はない。

(b) 排出枠の割当て

分割承継会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(c) 移行計画の提出

分割承継会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告

分割承継会社は、分割年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

分割承継会社は、前記(d)の報告を行った場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(イ) 分割年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出

分割承継会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、分割承継会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) ー1 分割対象が分割承継会社のバウンダリーに含まれるか否か

分割により、分割対象は、分割年度の翌年度の4月1日時点における分割承継会社のバウンダリーに含まれる。

(a) ー2 分割により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、分割承継会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと

- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(a) 一3 分割により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、分割承継会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 分割承継会社が、分割会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を分割時に保有していないこと、又は分割承継会社が、分割時に、分割会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて分割会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 分割承継会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(a) 一4 分割により承継した小規模工場等

当該小規模工場等は、分割承継会社の個別排出目標量の設定において、全ての小規模工場等で形成する一つの事業場として、分割年度における分割の効力発生日以降の排出量等を1年分に補正した量が基準排出量等に計上される。

(b) 排出枠の割当て

分割承継会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(a)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当てを受けない。

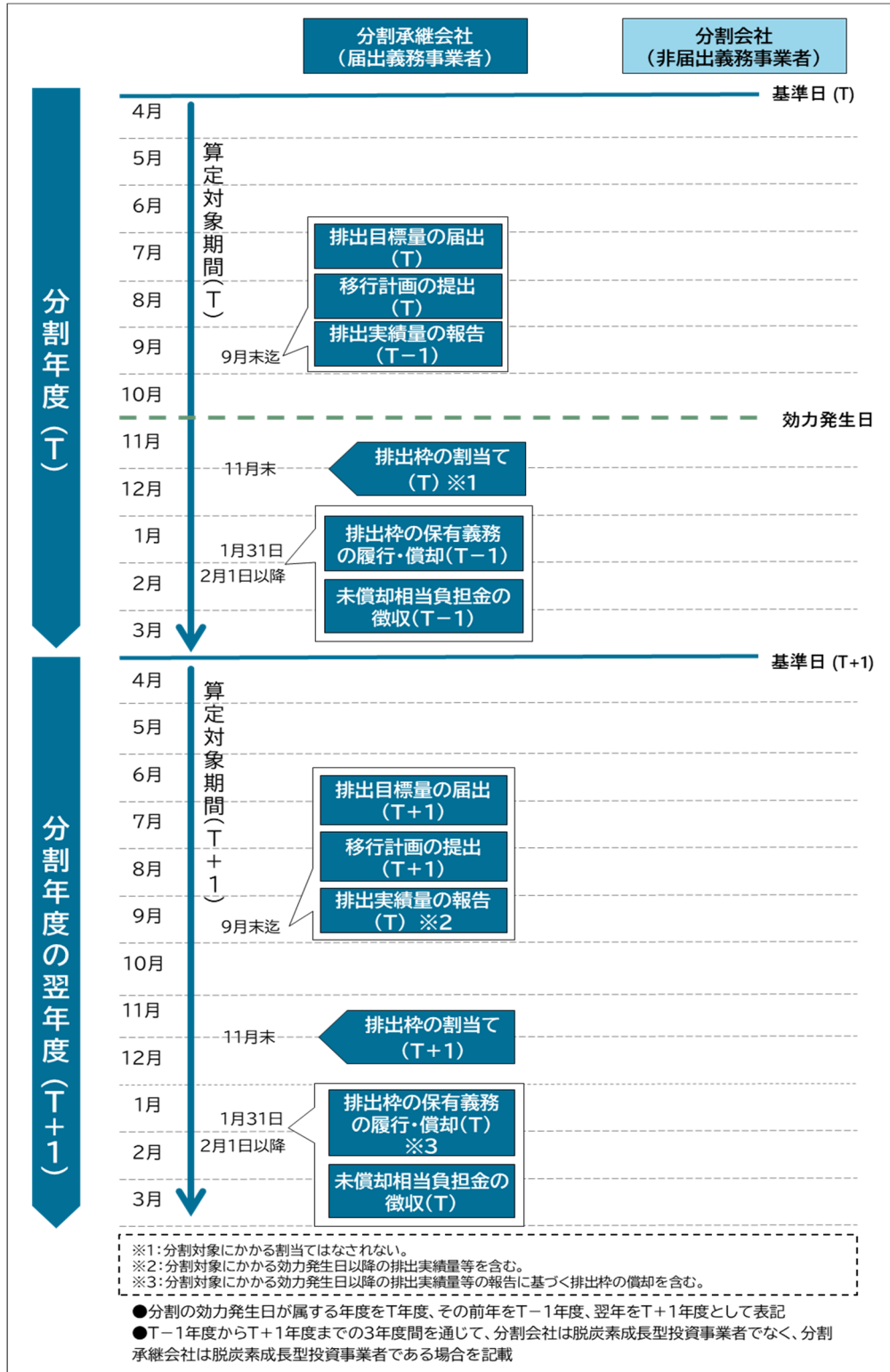
(c) 移行計画の提出

分割承継会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

- (d) 分割年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）
分割承継会社は、分割年度の分割の効力発生日以降の分割対象にかかる排出実績量等を報告しなければならない。
- (e) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1 月末日経過時）
分割承継会社は、分割年度の翌年度の 1 月 31 日において、前記（d）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(3) 届出義務事業者（分割承継会社）が非届出義務事業者（分割会社）を吸収分割した場合

図 12 届出義務事業者が非届出義務事業者を吸収分割した場合における手続例
(効力発生日が届出後割当て前の場合)



- ① 分割会社（非届出義務事業者）に求められる対応
- (i) 分割年度に求められる対応
- (ア) 届出
分割会社は、非届出義務事業者であり、分割年度においては届出を行う必要はない。
- (イ) 排出枠の割当て
分割会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。
- (ウ) 移行計画の提出
分割会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。
- (エ) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告
分割会社は、分割年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。
- (オ) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務
分割会社は、前記(エ)の報告を行った場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。
- (ii) 分割年度の翌年度に求められる対応
- (ア) 届出
分割会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。
なお、分割会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。
- (イ) 排出枠の割当て
分割会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(ア)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当ては受けない。
- (ウ) 移行計画の提出
分割会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。
- (エ) 分割年度の排出実績量等の報告
分割会社は、分割年度の排出実績量等の報告義務を負わない。
- (オ) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務
分割会社は、分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。
- ② 分割承継会社（届出義務事業者）に求められる対応

(i) 分割年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

分割承継会社は、分割年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。そのため、分割対象は、分割承継会社のバウンダリーには含まれない。なお、分割後に届出を行う場合であっても、分割対象をバウンダリーに含めずに個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て（原則として 11 月末日）

分割対象にかかる排出枠は、分割承継会社に対しては割り当てられない。

(ウ) 移行計画の提出（9 月末日まで）

分割承継会社は、分割年度の 9 月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(エ) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

分割承継会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の 9 月末日までに、分割年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(オ) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1 月末日経過時）

分割承継会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の 1 月 31 日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(ii) 分割年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

分割承継会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、分割年度の翌年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の翌年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

分割年度の翌年度における個別排出目標量の設定において、分割対象のうち大規模工場等及び輸送手段については、分割年度の分割の効力発生日以降の活動量等及び排出量等を 1 年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。

他方、分割年度の翌年度における個別排出目標量の設定において、分割対象のうち小規模工場等については、分割承継会社の保有する全ての小規模工場等における排出量分の増加として、即時には反映されず、分割承継会社の排出量の変動に対する割当ての調整方法に従い調整され得る。

(イ) 排出枠の割当て（原則として 11 月末日）

分割承継会社は、前記（ア）の届出をした場合には、同届出に基づく排出枠の割当てを受ける。

（ウ）割当量の調整

前記（イ）の割当てにおいて、分割対象にかかる排出枠の調整がなされる。具体的には、大規模工場等及び新たな導入となる輸送手段における分割年度の活動量等や排出量等に応じた量が割当量に追加される。

（エ）移行計画の提出（9月末日まで）

分割承継会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、分割年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

（オ）分割年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

分割承継会社は、分割年度の分割の効力発生日以降の分割対象にかかる排出実績量等も含めて、分割年度における自社の排出実績量等を報告しなければならない。

（カ）分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

分割承継会社は、分割年度の翌年度の1月31日において、前記（オ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

（4）非届出義務事業者（分割承継会社）が非届出義務事業者（分割会社）を吸収分割した場合

① 分割会社（非届出義務事業者）に求められる対応

（i）分割年度に求められる対応

（ア）届出

分割会社は、非届出義務事業者であり、分割年度においては届出を行う必要はない。

（イ）排出枠の割当て

分割会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

（ウ）移行計画の提出

分割会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

（エ）分割年度の前年度の排出実績量等の報告

分割会社は、分割年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

（オ）分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

分割会社は、前記（エ）の報告を行った場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

（ii）分割年度の翌年度に求められる対応

（ア）届出

分割会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、分割会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

（イ）排出枠の割当て

分割会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記（ア）の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

（ウ）移行計画の提出

分割会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

（エ）分割年度の排出実績量等の報告

分割会社は、分割年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

（オ）分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

分割会社は、分割年度の排出実績量等にかかる排出枠の保有義務を負わない。

② 分割承継会社（非届出義務事業者）に求められる対応

（i）分割年度に求められる対応

（ア）届出

分割承継会社は、非届出義務事業者であり、分割年度においては届出を行う必要はない。

（イ）排出枠の割当て

分割承継会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

（ウ）移行計画の提出

分割承継会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

（エ）分割年度の前年度の排出実績量等の報告

分割承継会社は、分割年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

（オ）分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

分割承継会社は、前記（エ）の報告を行った場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

（ii）分割年度の翌年度に求められる対応

（ア）届出

分割承継会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、分割承継会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

（イ）排出枠の割当て

分割承継会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記（ア）の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

（ウ）移行計画の提出

分割承継会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

（エ）分割年度の排出実績量等の報告

分割承継会社は、分割年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

（オ）分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

分割承継会社は、分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

2. 3 新設分割

(1) 届出義務事業者（分割会社）が非届出義務事業者（新設会社）を新設分割した場合

① 分割会社（届出義務事業者）に求められる対応

(i) 分割年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

分割会社は、分割年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。なお、分割後に届出を行う場合であっても、分割対象もバウンダリーに含めて個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て（原則として 11 月末日）

分割対象にかかる排出枠は、分割会社に対して割り当てられる。

(ウ) 移行計画の提出（9 月末日まで）

分割会社は、分割年度の 9 月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(エ) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

分割会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の 9 月末日までに、分割年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(オ) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1 月末日経過時）

分割会社は、分割年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、分割年度の 1 月 31 日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(ii) 分割年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

分割会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、分割年度の翌年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、分割年度の翌年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) 分割対象が分割会社のバウンダリーに含まれるか否か

分割により、分割対象は、分割年度の翌年度の 4 月 1 日時点における分割会社のバウンダリーには含まれなくなる。

(b) 分割により承継させた大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を新設会社に引き継がせる必要がある。そのため、分割会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、新設会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 新設会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(c) 分割により承継させた輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を新設会社に引き継がせる必要がある。そのため、分割会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、新設会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 新設会社が、分割会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を分割時に保有していないこと、又は新設会社が、分割時に、分割会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて分割会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 新設会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(d) 分割により承継させた小規模工場等

当該小規模工場等は、分割会社の個別排出目標量の設定において、分割会社の保有する全ての小規模工場等における排出量分の減少として、即時には反映されず、分割会社の排出量の変動に対する割当ての調整方法に従い調整され得る。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

分割会社は、前記（ア）の届出をした場合には、同届出にかかる排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 割当量の調整

前記（イ）の割当てにおいて、分割年度における分割対象にかかる排出枠の割当量相当分の調整はなされない。その調整は、分割の当事者間で調整されることが期待される（例えば、分割会社が、分割対象にかかる排出枠相当分を新設会社に譲渡することや当該排出枠相当額の金銭を新設会社に支払うことなどが考えられる。）。

(エ) 移行計画の提出（9月末日まで）

分割会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、分割年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(オ) 分割年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

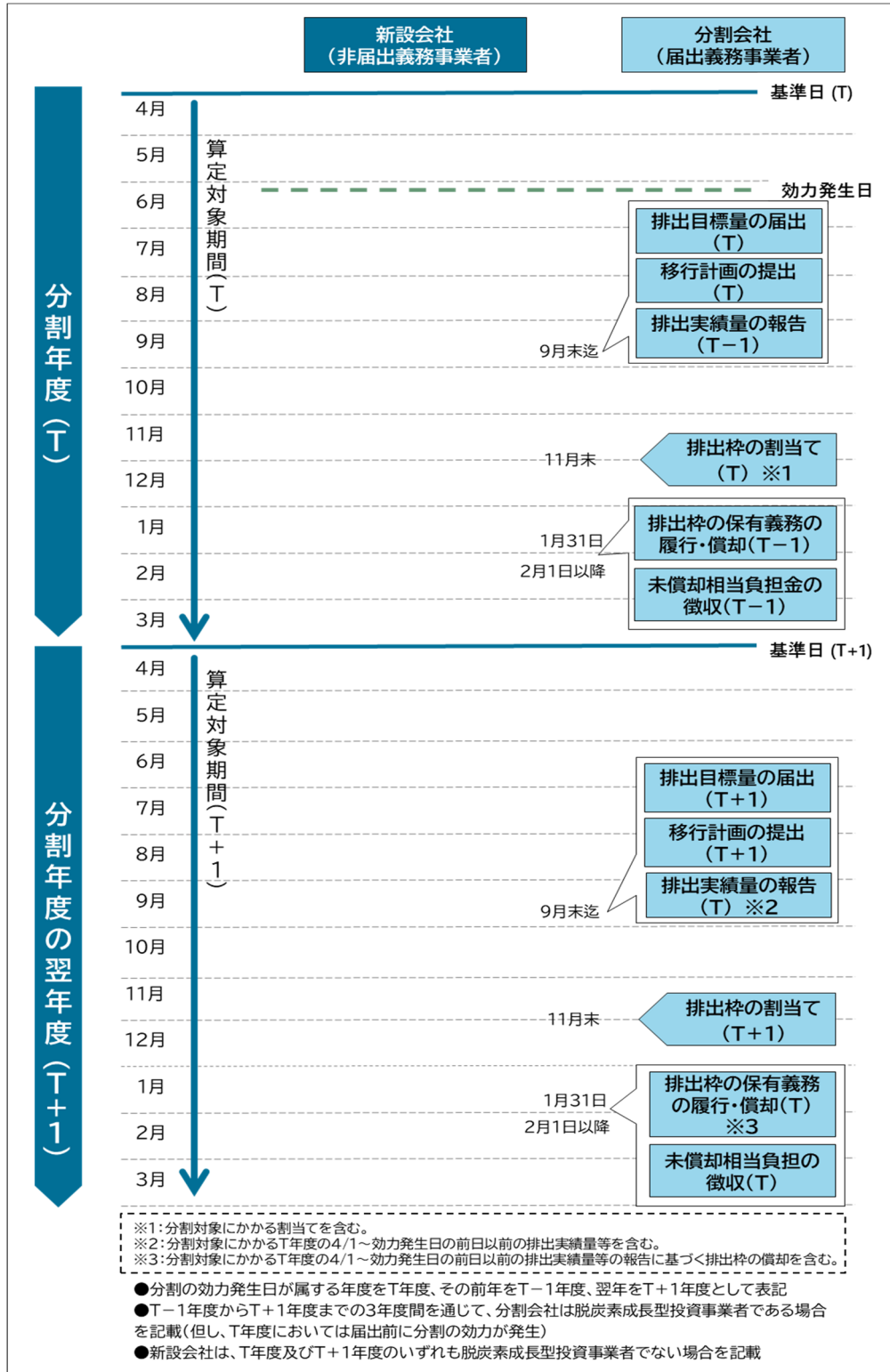
分割会社は、分割年度の4月1日から分割の効力発生日の前日までの分割対象にかかる排出実績量等も含めて、分割年度における自社の排出実績量等を報告しなければならない。

(カ) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

分割会社は、分割年度の翌年度の1月31日において、前記（オ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

- ② 新設会社（非届出義務事業者）に求められる対応
 (i) 分割会社が分割年度において届出をしていない場合

図 13 届出義務事業者が非届出義務事業者を新設分割した場合における手続例
 (効力発生日が届出前の場合)



(ア) 分割年度に求められる対応

(a) 届出

新設会社は、非届出義務事業者であり、分割年度においては届出を行う必要はない。

(b) 排出枠の割当て

新設会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(c) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告

新設会社は、分割年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

新設会社は、分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(イ) 分割年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出

新設会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出を行う義務を負わない。

なお、新設会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) ー1 分割対象が新設会社のバウンダリーに含まれるか否か

分割により、分割対象は、分割年度の翌年度の4月1日時点における新設会社のバウンダリーに含まれる。

(a) ー2 分割により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、新設会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと

- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 新設会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(a) ー3 分割により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、新設会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 新設会社が、分割会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を分割時に保有していないこと、又は新設会社が、分割時に、分割会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて分割会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 新設会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(a) ー4 分割により承継した小規模工場等

当該小規模工場等は、新設会社の個別排出目標量の設定において、全ての小規模工場等で形成する一つの事業場として、分割年度における分割の効力発生日以降の排出量等を1年分に補正した量が基準排出量等に計上される。

(b) 排出枠の割当て

新設会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(a)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当てを受けない。

(c) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 分割年度の排出実績量等の報告

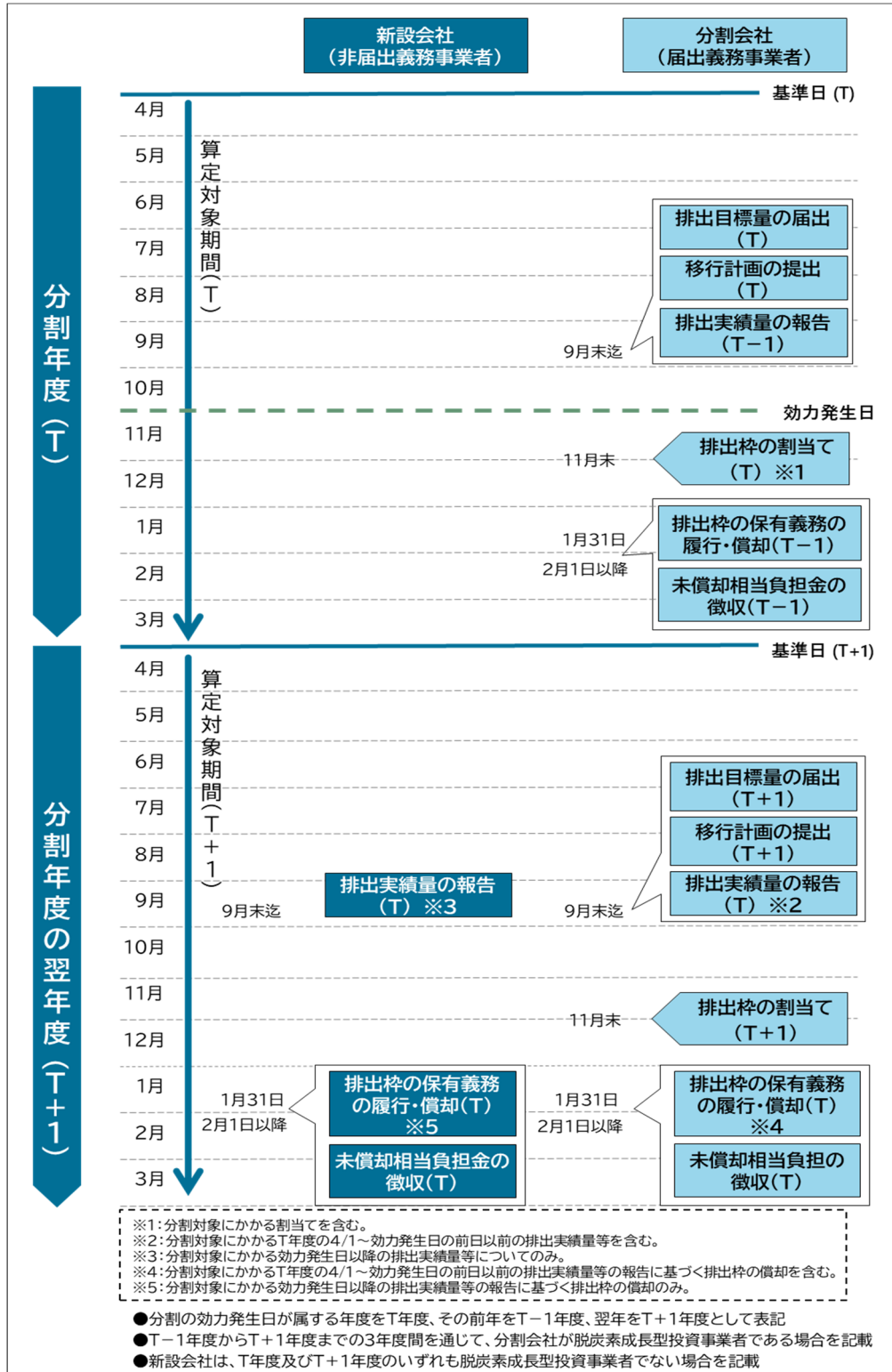
新設会社は、分割年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

新設会社は、分割年度の排出実績量等にかかる排出枠の保有義務を負わない。

(ii) 分割会社が分割年度において届出をしている場合（脱炭素成長型投資事業者である場合）

図 14 届出義務事業者が非届出義務事業者を新設分割した場合における手続例
（効力発生日が届出後割当て前の場合）



(ア) 分割年度に求められる対応

(a) 届出

新設会社は、非届出義務事業者であり、分割年度においては届出を行う必要はない。

(b) 排出枠の割当て

新設会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(c) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告

新設会社は、分割年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

新設会社は、分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(イ) 分割年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出

新設会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、新設会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) ー1 分割対象が新設会社のバウンダリーに含まれるか否か

分割により、分割対象は、分割年度の翌年度の4月1日時点における新設会社のバウンダリーに含まれる。

(a) ー2 分割により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、新設会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと

- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 新設会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(a) 一3 分割により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、分割会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、新設会社においては、分割会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、分割会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 分割会社が、分割の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後分割年度の届出を行い、分割年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 分割会社が分割年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 新設会社が、分割会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を分割時に保有していないこと、又は新設会社が、分割時に、分割会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて分割会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 新設会社が、分割年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、分割会社のもとで分割年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(a) 一4 分割により承継した小規模工場等

当該小規模工場等は、新設会社の個別排出目標量の設定において、全ての小規模工場等で形成する一つの事業場として、分割年度における分割の効力発生日以降の排出量等を1年分に補正した量が基準排出量等に計上される。

(b) 排出枠の割当て

新設会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(a)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当てを受けない。

(c) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 分割年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

新設会社は、分割年度の分割の効力発生日以降の分割対象にかかる排出実績量等を報告しなければならない。

(e) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

新設会社は、分割年度の翌年度の1月31日において、前記（d）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(2) 非届出義務事業者（分割会社）が非届出義務事業者（新設会社）を新設分割した場合

① 分割会社（非届出義務事業者）に求められる対応

(i) 分割年度に求められる対応

(ア) 届出

分割会社は、非届出義務事業者であり、分割年度においては届出を行う必要はない。

(イ) 排出枠の割当て

分割会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(ウ) 移行計画の提出

分割会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告

分割会社は、分割年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

分割会社は、前記（エ）の報告を行った場合でない限り、分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(ii) 分割年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出

分割会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、分割会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て

分割会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記（ア）の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当てを受けない。

(ウ) 移行計画の提出

分割会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 分割年度の排出実績量等の報告

分割会社は、分割年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

分割会社は、分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

② 新設会社（非届出義務事業者）に求められる対応

(i) 分割年度に求められる対応

(ア) 届出

新設会社は、非届出義務事業者であり、分割年度においては届出を行う必要はない。

(イ) 排出枠の割当て

新設会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(ウ) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 分割年度の前年度の排出実績量等の報告

新設会社は、分割年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

新設会社は、分割年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(ii) 分割年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出

新設会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出を行う義務を負わない。

なお、新設会社が、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、分割年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て

新設会社は、分割年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(ア)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

(ウ) 移行計画の提出

新設会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 分割年度の排出実績量等の報告

新設会社は、分割年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

新設会社は、分割年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

第3章 事業譲渡

3. 1 総論

3. 1. 1 「事業譲渡」とは

判例（最判昭和40年9月22日民集19巻6号1600頁）によれば、事業譲渡とは、一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部又は一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ競業避止義務を負う結果を伴うものをいうとされている。

3. 1. 2 事業譲渡における考え方

（1）考え方の視点

譲受会社は、事業譲渡の効力発生日において、譲渡会社において一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部又は一部及びこれによって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部（以下「対象事業」という。）を承継する。

事業譲渡に伴って本制度において求められる対応は、当事者の立場（譲渡会社又は譲受会社）、法的地位（割当年度及びその前年度において届出義務事業者等か否か）、譲渡対象（大規模工場等、輸送手段又は小規模工場等）及び手続の進行状況に応じて違いが生じる。

（2）事業譲渡における整理

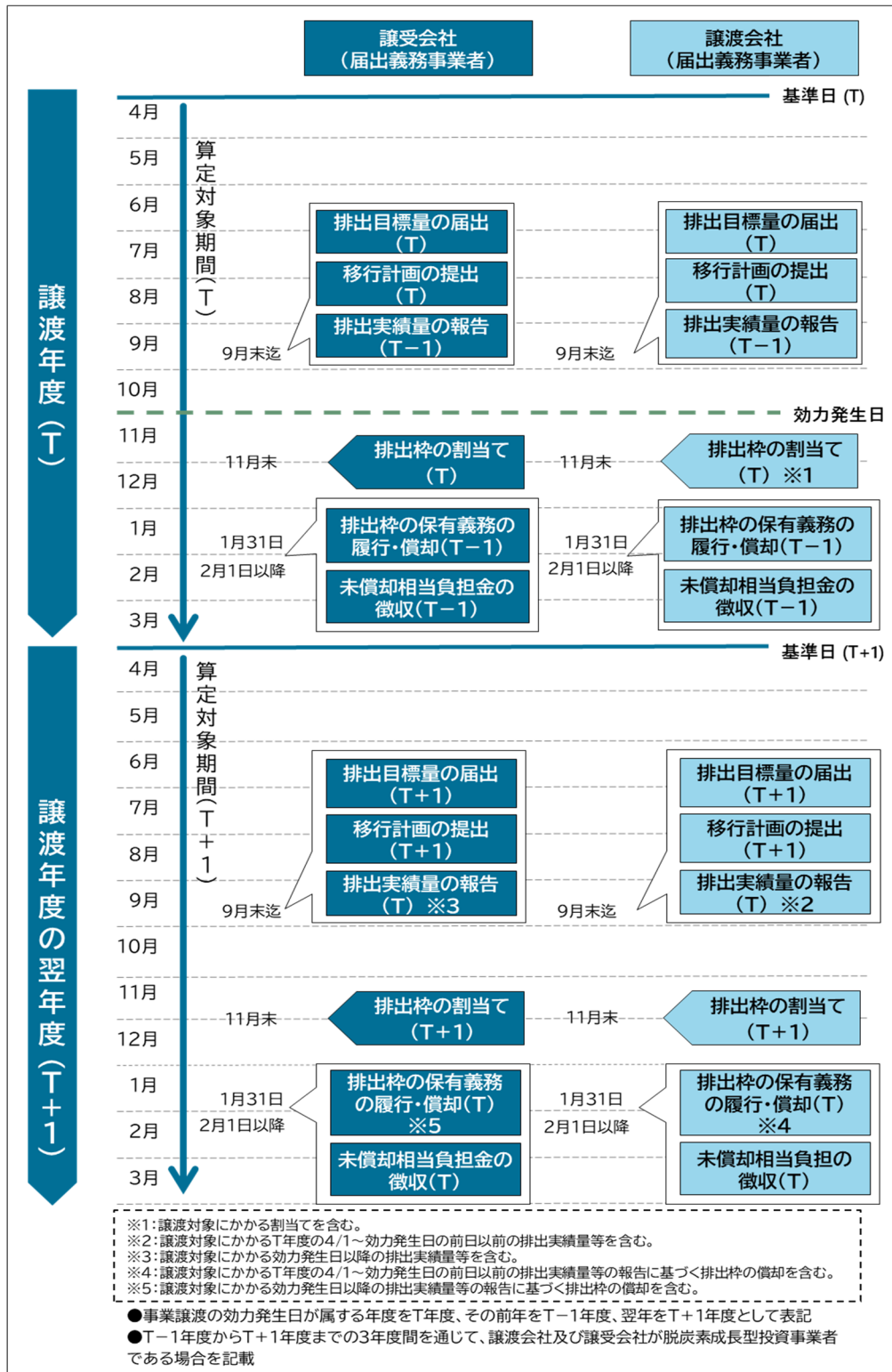
事業譲渡においては、前記（1）の視点から、大きく以下の4つのパターンに整理する。

- ① 譲受会社及び譲渡会社がともに届出義務事業者である場合（3. 2（1））
- ② 譲受会社が非届出義務事業者であり、譲渡会社が届出義務事業者である場合（3. 2（2））
- ③ 譲受会社が届出義務事業者であり、譲渡会社が非届出義務事業者である場合（3. 2（3））
- ④ 譲受会社及び譲渡会社がともに非届出義務事業者である場合（3. 2（4））

3. 2 事業譲渡

(1) 届出義務事業者（譲渡会社）が届出義務事業者（譲受会社）に対し、事業譲渡した場合

図 15 届出義務事業者同士の事業譲渡における手続例
(効力発生日が届出後割当て前の場合)



- ① 譲渡会社（届出義務事業者）に求められる対応
- (i) 譲渡年度に求められる対応
- (ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）
- 譲渡会社は、譲渡年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、譲渡年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。なお、事業譲渡後に届出を行う場合であっても、譲渡対象もバウンダリーに含めて個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。
- (イ) 排出枠の割当て（原則として 11 月末日）
- 譲渡対象にかかる排出枠は、譲渡会社に対して割り当てられる。
- (ウ) 移行計画の提出（9 月末日まで）
- 譲渡会社は、譲渡年度の 9 月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。
- (エ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）
- 譲渡会社は、譲渡年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、譲渡年度の 9 月末日までに、譲渡年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。
- (オ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1 月末日経過時）
- 譲渡会社は、譲渡年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、譲渡年度の 1 月 31 日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。
- (ii) 譲渡年度の翌年度に求められる対応
- (ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）
- 譲渡会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、譲渡年度の翌年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、譲渡年度の翌年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。
- (a) 譲渡対象が譲渡会社のバウンダリーに含まれるか否か
- 事業譲渡により、譲渡対象は、譲渡年度の翌年度の 4 月 1 日時点における譲渡会社のバウンダリーには含まれなくなる。
- (b) 事業譲渡により承継させた大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点
- 当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を譲受会社に引き継がせる必要がある。そのため、譲渡会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該

基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲受会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 譲渡会社が譲渡年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、譲渡会社のもとで譲渡年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(c) 事業譲渡により承継させた輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を譲受会社に引き継がせる必要がある。そのため、譲渡会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲受会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 譲渡会社が譲渡年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 譲受会社が、譲渡会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を事業譲渡時に保有していないこと、又は譲受会社が、事業譲渡時に、譲渡会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて譲渡会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、譲渡会社のもとで譲渡年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(d) 事業譲渡により承継させた小規模工場等

当該小規模工場等は、譲渡会社の個別排出目標量の設定において、譲渡会社の保有する全ての小規模工場等における排出量分の減少として、即時には反映

されず、譲渡会社の排出量の変動に対する割当ての調整方法に従い調整され得る。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

譲渡会社は、前記（ア）の届出をした場合には、同届出に基づく排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 割当量の調整

前記（イ）の割当てにおいて、譲渡年度における譲渡対象にかかる排出枠の割当量相当分の調整はなされない。その調整は、事業譲渡の当事者間で調整されることが期待される（例えば、譲渡会社が、譲渡対象にかかる排出枠相当分を譲受会社に譲渡することや当該排出枠相当額の金銭を譲受会社に支払うことなどが考えられる。）。

(エ) 移行計画の提出（9月末日まで）

譲渡会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、譲渡年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(オ) 譲渡年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

譲渡会社は、譲渡年度の4月1日から事業譲渡の効力発生日の前日までの譲渡対象にかかる排出実績量等も含めて、譲渡年度における自社の排出実績量等を報告しなければならない。

(カ) 譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

譲渡会社は、譲渡年度の翌年度の1月31日において、前記（オ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

② 譲受会社（届出義務事業者）に求められる対応

(i) 譲渡年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

譲受会社は、譲渡年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、譲渡年度の9月末日までに届出を行わなければならない。そのため、譲渡対象は、譲受会社のバウンダリーには含まれない。なお、事業譲渡後に届出を行う場合であっても、譲渡対象をバウンダリーに含めずに個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

譲渡対象にかかる排出枠は、譲受会社に対しては割り当てられない。

(ウ) 移行計画の提出（9月末日まで）

譲受会社は、譲渡年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

（エ）譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

譲受会社は、譲渡年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、譲渡年度の9月末日までに、譲渡年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

（オ）譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

譲受会社は、譲渡年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、譲渡年度の1月31日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

（ii）譲渡年度の翌年度に求められる対応

（ア）届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

譲受会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、譲渡年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、譲渡年度の翌年度の9月末日までに届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

（a）譲渡対象が譲受会社のバウンダリーに含まれるか否か

事業譲渡により、譲渡対象は、譲渡年度の翌年度の4月1日時点における譲受会社のバウンダリーに含まれる。

（b）事業譲渡により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、譲受会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲渡会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 譲渡会社が、譲渡年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、譲渡会社のもとで譲渡年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(c) 事業譲渡により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、譲受会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲渡会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 譲渡会社が譲渡年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 譲受会社が、譲渡会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を事業譲渡時に保有していないこと、又は譲受会社が、事業譲渡時に、譲渡会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて譲渡会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、譲渡会社のもとで譲渡年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(d) 事業譲渡により承継した小規模工場等

当該小規模工場等は、譲受会社の個別排出目標量の設定において、譲受会社の保有する全ての小規模工場等における排出量分の増加として、即時には反映されず、譲受会社の排出量の変動に対する割当ての調整方法に従い調整される。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

譲受会社は、前記（ア）の届出をした場合には、同届出に基づく排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 割当量の調整

前記（イ）の割当てにおいて、譲渡年度における譲渡対象にかかる排出枠の割当量相当分の調整はなされない。その調整は、事業譲渡の当事者間で調整されることが期待される（例えば、譲渡会社が、譲渡対象にかかる排出枠相当分を譲受会社に譲渡することや当該排出枠相当額の金銭を譲受会社に支払うことなどが考えられる。）。

(エ) 移行計画の提出（9月末日まで）

譲受会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、譲渡年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

（オ）譲渡年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

譲受会社は、譲渡年度の事業譲渡の効力発生日以降の譲渡対象にかかる排出実績量等も含めて、譲渡年度における自社の排出実績量等を報告しなければならない。

（カ）譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

譲受会社は、譲渡年度の翌年度の1月31日において、前記（オ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

（2）届出義務事業者（譲渡会社）が非届出義務事業者（譲受会社）に対し、事業譲渡した場合

① 譲渡会社（届出義務事業者）に求められる対応

（i）譲渡年度に求められる対応

（ア）届出（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

譲渡会社は、譲渡年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、譲渡年度の9月末日までに届出を行わなければならない。なお、事業譲渡後に届出を行う場合であっても、譲渡対象もバウンダリーに含めて個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

（イ）排出枠の割当て（原則として11月末日）

譲渡対象にかかる排出枠は、譲渡会社に対して割り当てられる。

（ウ）移行計画の提出（9月末日まで）

譲渡会社は、譲渡年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

（エ）譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

譲渡会社は、譲渡年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、譲渡年度の9月末日までに、譲渡年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

（オ）譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

譲渡会社は、譲渡年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、譲渡年度の1月31日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

（ii）譲渡年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

譲渡会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、譲渡年度の翌年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、譲渡年度の翌年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) 譲渡対象が譲渡会社のバウンダリーに含まれるか否か

事業譲渡により、譲渡対象は、譲渡年度の翌年度の 4 月 1 日時点における譲渡会社のバウンダリーには含まれなくなる。

(b) 事業譲渡により承継させた大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を譲受会社に引き継がせる必要がある。そのため、譲渡会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲受会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
- ・ 譲渡会社が、譲渡年度の 4 月 1 日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
- ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の 4 月 1 日到来時まで、当該大規模工場等において、譲渡会社のもとで譲渡年度の 4 月 1 日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(c) 事業譲渡により承継させた輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点

当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を譲受会社に引き継がせる必要がある。そのため、譲渡会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲受会社に対する引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと

- ・ 譲渡会社が、譲渡年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
- ・ 譲受会社が、譲渡会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を事業譲渡時に保有していないこと、又は譲受会社が、事業譲渡時に、譲渡会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて譲渡会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
- ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、譲渡会社のもとで譲渡年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること

(d) 事業譲渡により承継させた小規模工場等

当該小規模工場等は、譲渡会社の個別排出目標量の設定において、譲渡会社の保有する全ての小規模工場等における排出量分の減少として、即時には反映されず、譲渡会社の排出量の変動に対する割当ての調整方法に従い調整され得る。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

譲渡会社は、前記（ア）の届出をした場合には、同届出に基づく排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 割当量の調整

前記（イ）の割当てにおいて、譲渡年度における譲渡対象にかかる排出枠の割当量相当分の調整はなされない。その調整は、事業譲渡の当事者間で調整されることが期待される（例えば、譲渡会社が、譲渡対象にかかる排出枠相当分を譲受会社に譲渡することや当該排出枠相当額の金銭を譲受会社に支払うことなどが考えられる。）。

(エ) 移行計画の提出（9月末日まで）

譲渡会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、譲渡年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(オ) 譲渡年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

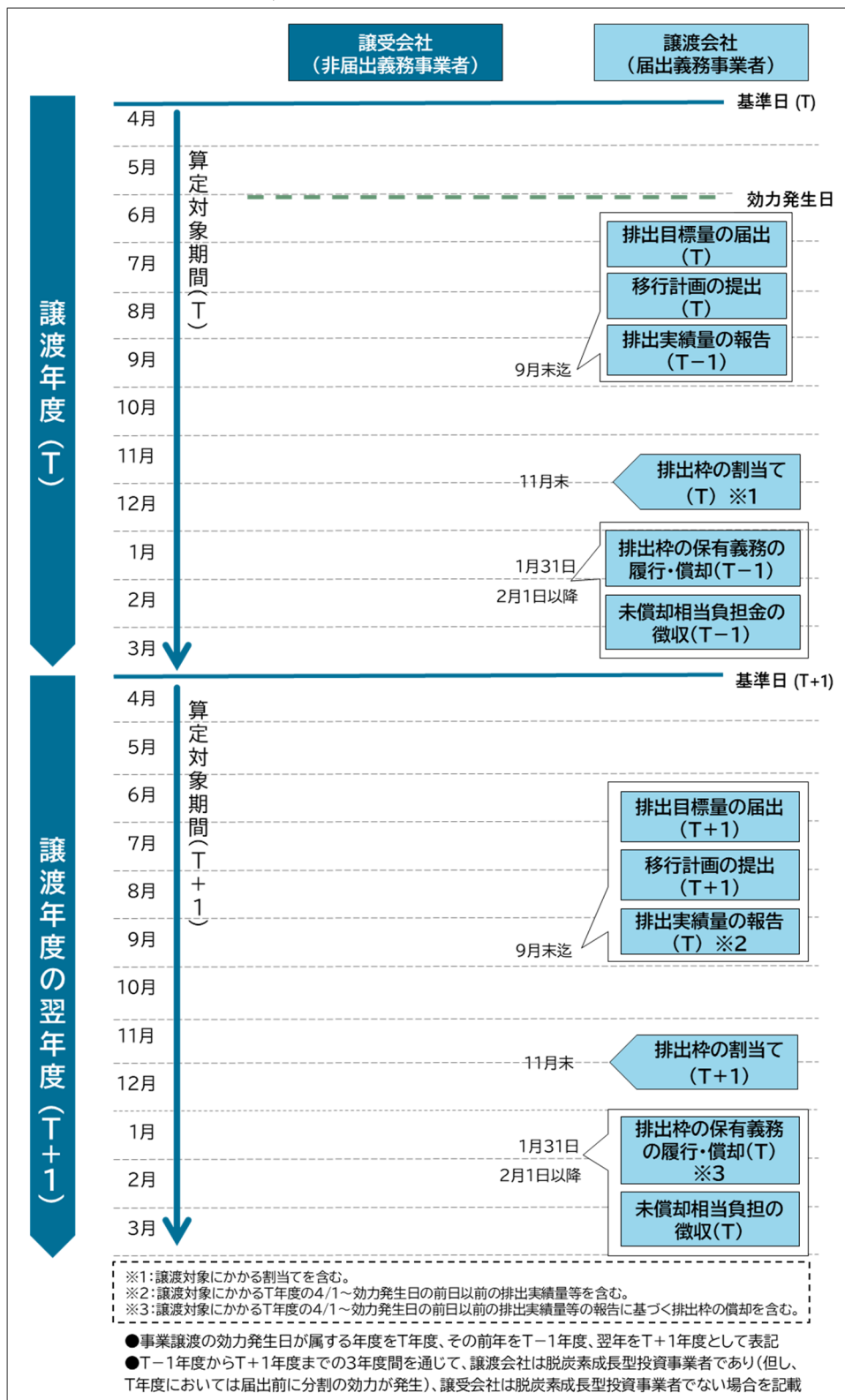
譲渡会社は、譲渡年度の4月1日から事業譲渡の効力発生日の前日までの譲渡対象にかかる排出実績量等も含めて、譲渡年度における自社の排出実績量等を報告しなければならない。

(カ) 譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

譲渡会社は、譲渡年度の翌年度の1月31日において、前記（オ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

- ② 譲受会社（非届出義務事業者）に求められる対応
 (i) 譲渡会社が譲渡年度において届出をしていない場合

図 16 届出義務事業者が非届出義務事業者に事業譲渡した場合における手続例
 (効力発生日が届出前の場合)



(ア) 譲渡年度に求められる対応

(a) 届出

譲受会社は、非届出義務事業者であり、譲渡年度においては届出を行う必要はない。

(b) 排出枠の割当て

譲受会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(c) 移行計画の提出

譲受会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告

譲受会社は、譲渡年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

譲受会社は、前記(d)の報告を行った場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(イ) 譲渡年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出

譲受会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、譲受会社が、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、譲渡年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) — 1 譲渡対象が譲受会社のバウンダリーに含まれるか否か

事業譲渡により、譲渡対象は、譲渡年度の翌年度の4月1日時点における譲受会社のバウンダリーに含まれる。

(a) — 2 事業譲渡により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、譲受会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲渡会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
 - ・ 譲渡会社が譲渡年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
 - ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、譲渡会社のもとで譲渡年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること
- (a) 一3 事業譲渡により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点
当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、譲受会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲渡会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
 - ・ 譲渡会社が譲渡年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
 - ・ 譲受会社が、譲渡会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を事業譲渡時に保有していないこと、又は譲受会社が、事業譲渡時に、譲渡会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて譲渡会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
 - ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、譲渡会社のもとで譲渡年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること
- (a) 一4 事業譲渡により承継した小規模工場等
当該小規模工場等は、譲受会社の個別排出目標量の設定において、全ての小規模工場等を形成する一つの事業場として、譲渡年度における事業譲渡の効力発生日以降の排出量等を1年分に補正した量が基準排出量等に計上される。
- (b) 排出枠の割当て
譲受会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(a)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

(c) 移行計画の提出

譲受会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 譲渡年度の排出実績量等の報告

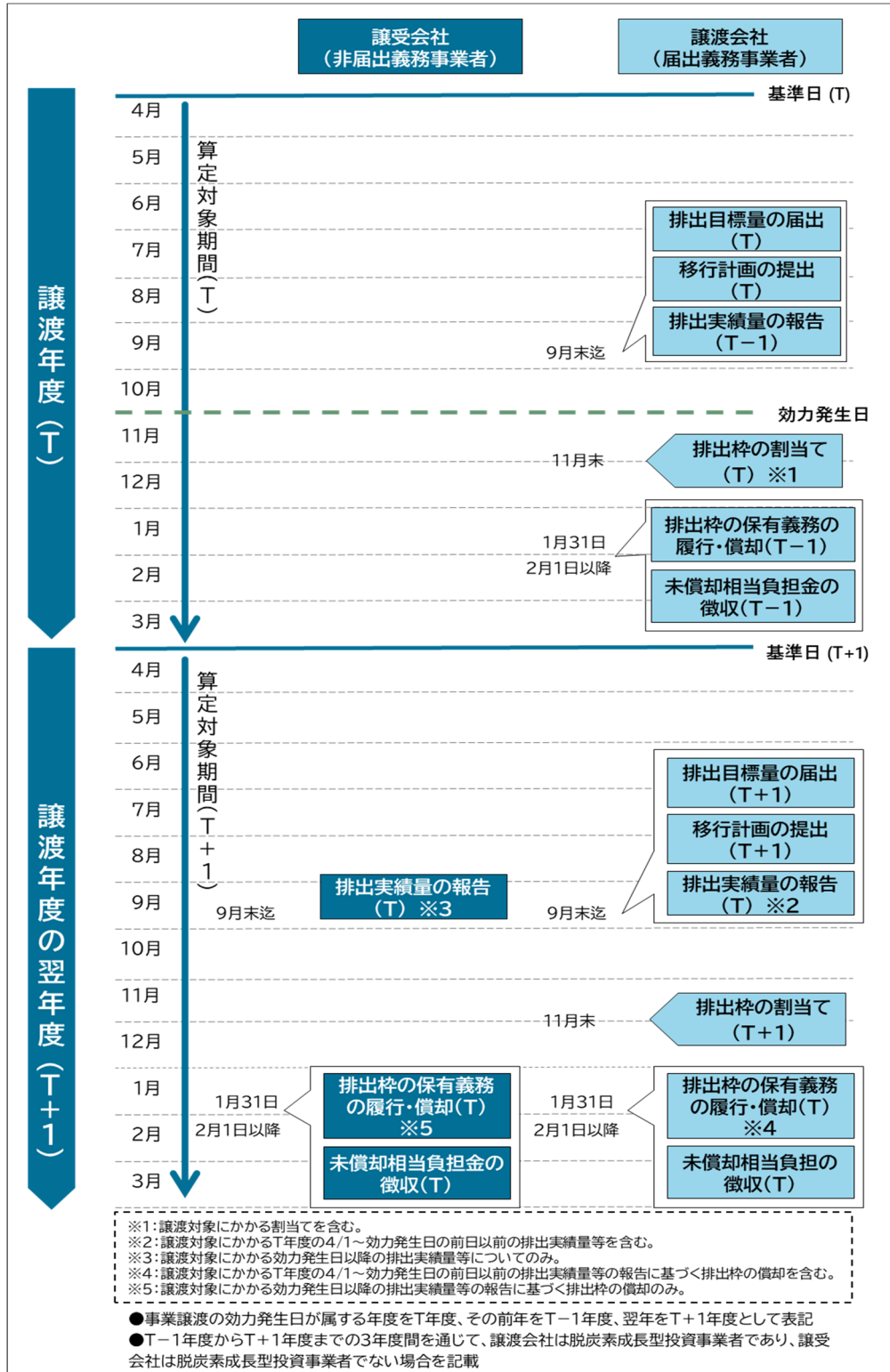
譲受会社は、譲渡年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

譲受会社は、譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠の保有義務を負わない。

(ii) 譲渡会社が譲渡年度において届出をしている場合（脱炭素成長型投資事業者である場合）

図 17 届出義務事業者が非届出義務事業者に事業譲渡した場合における手続例
（効力発生日が届出後割当て前の場合）



(ア) 譲渡年度に求められる対応

(a) 届出

譲受会社は、非届出義務事業者であり、譲渡年度においては届出を行う必要はない。

(b) 排出枠の割当て

譲受会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(c) 移行計画の提出

譲受会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告

譲受会社は、譲渡年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(e) 譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

譲受会社は、前記(d)の報告を行った場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(イ) 譲渡年度の翌年度に求められる対応

(a) 届出

譲受会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、譲受会社が、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、譲渡年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

(a) — 1 譲渡対象が譲受会社のバウンダリーに含まれるか否か

事業譲渡により、譲渡対象は、譲渡年度の翌年度の4月1日時点における譲受会社のバウンダリーに含まれる。

(a) — 2 事業譲渡により承継した大規模工場等の個別排出目標量の設定時の留意点

当該大規模工場等のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、譲受会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲渡会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
 - ・ 譲渡会社が譲渡年度の4月1日到来時において当該大規模工場等を保有していたこと
 - ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該大規模工場等において、譲渡会社のもとで譲渡年度の4月1日到来時に同工場等にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること
- (a) 一3 事業譲渡により承継した輸送手段の個別排出目標量の設定時の留意点
当該輸送手段のうち、以下の条件をいずれも満たすものは、譲渡会社が設定していた基準活動量等及び基準排出量等を引き継ぐ。そのため、譲受会社においては、譲渡会社のもとで設定していた当該基準活動量等及び基準排出量等のデータ等も含め、譲渡会社から引継ぎ漏れがないよう注意されたい。

【条件】

- ・ 譲渡会社が、事業譲渡の効力発生時、脱炭素成長型投資事業者であるか、届出義務事業者であったものの、その後譲渡年度の届出を行い、譲渡年度の脱炭素成長型投資事業者になったこと
 - ・ 譲渡会社が譲渡年度の4月1日到来時において当該輸送手段を保有していたこと
 - ・ 譲受会社が、譲渡会社から承継した当該輸送手段とは別に、同種の輸送手段を事業譲渡時に保有していないこと、又は譲受会社が、事業譲渡時に、譲渡会社から承継した当該輸送手段と、同種の輸送手段を保有していたものの、その輸送手段を用いて譲渡会社と別の特定事業活動を営んでいたこと
 - ・ 譲受会社が、譲渡年度の翌年度の4月1日到来時まで、当該輸送手段を用いて、譲渡会社のもとで譲渡年度の4月1日到来時に同輸送手段にて営まれていた特定事業活動又は非特定事業活動を継続して営んでいること
- (a) 一4 事業譲渡により承継した小規模工場等
当該小規模工場等は、譲受会社の個別排出目標量の設定において、全ての小規模工場等を形成する一つの事業場として、譲渡年度における事業譲渡の効力発生日以降の排出量等を1年分に補正した量が基準排出量等に計上される。
- (b) 排出枠の割当て
譲受会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(a)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当てを受けない。

(c) 移行計画の提出

譲受会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(d) 譲渡年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

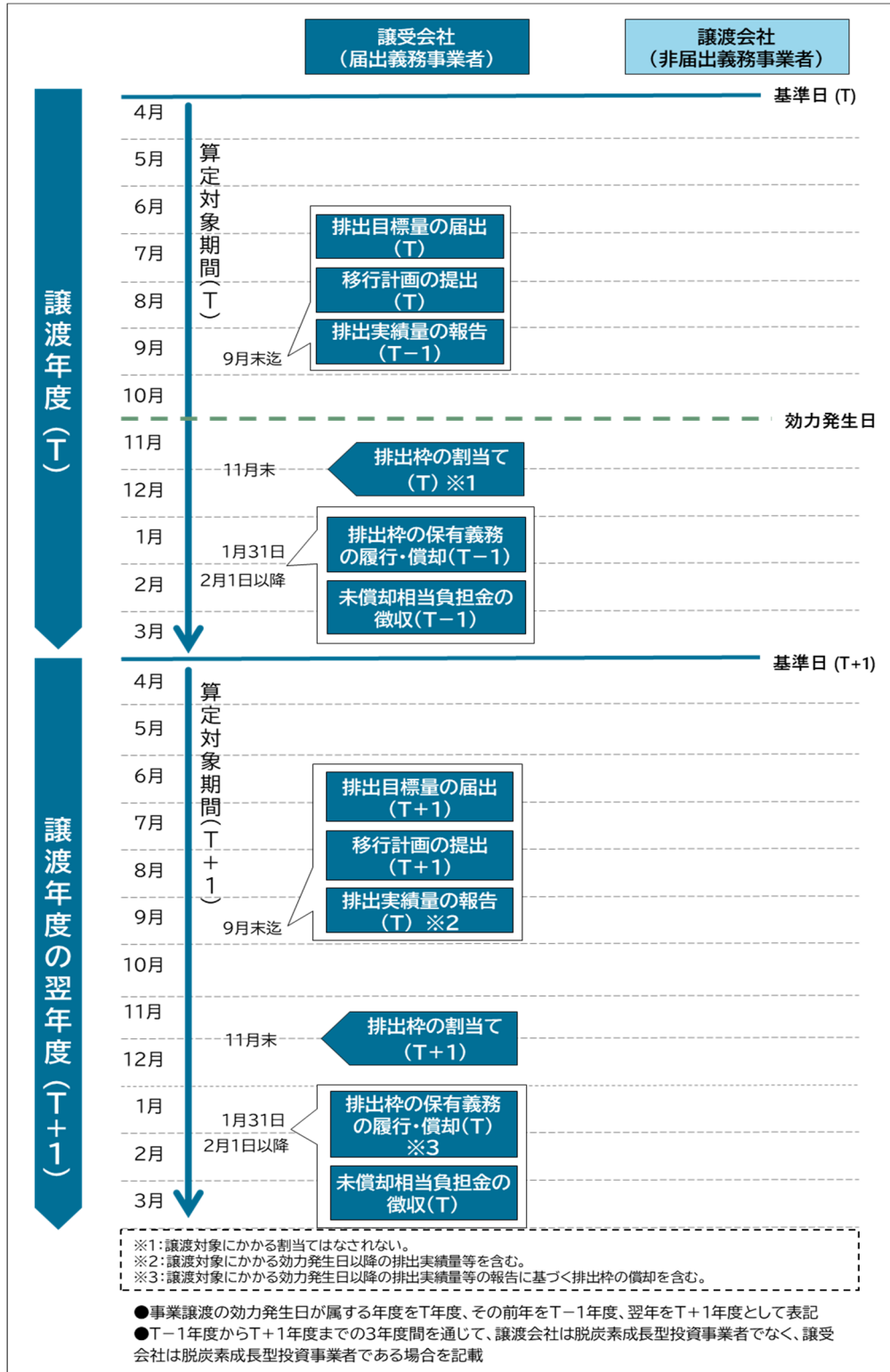
譲受会社は、譲渡年度の事業譲渡の効力発生日以降の譲渡対象にかかる排出実績量等を報告しなければならない。

(e) 譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

譲受会社は、譲渡年度の翌年度の1月31日において、前記(d)の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(3) 非届出義務事業者（譲渡会社）が届出義務事業者（譲受会社）に対し、事業譲渡した場合

図 18 非届出義務事業者が届出義務事業者に事業譲渡した場合における手続例
(効力発生日が届出後割当て前の場合)



- ① 譲渡会社（非届出義務事業者）に求められる対応
- (i) 譲渡年度に求められる対応
- (ア) 届出
譲渡会社は、非届出義務事業者であり、譲渡年度においては届出を行う必要はない。
- (イ) 排出枠の割当て
譲渡会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。
- (ウ) 移行計画の提出
譲渡会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。
- (エ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告
譲渡会社は、譲渡年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。
- (オ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務
譲渡会社は、前記(エ)の報告を行った場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。
- (ii) 譲渡年度の翌年度に求められる対応
- (ア) 届出
譲渡会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。
なお、譲渡会社が、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、譲渡年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。
- (イ) 排出枠の割当て
譲渡会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(ア)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当ては受けない。
- (ウ) 移行計画の提出
譲渡会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。
- (エ) 譲渡年度の排出実績量等の報告
譲渡会社は、譲渡年度の排出実績量等の報告義務を負わない。
- (オ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務
譲渡会社は、譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

② 譲受会社（届出義務事業者）に求められる対応

(i) 譲渡年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

譲受会社は、譲渡年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、譲渡年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。そのため、譲渡対象は、譲受会社のバウンダリーには含まれない。なお、事業譲渡後に届出を行う場合であっても、譲渡対象をバウンダリーに含めずに個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て（原則として 11 月末日）

譲渡対象にかかる排出枠は、譲受会社に対しては割り当てられない。

(ウ) 移行計画の提出（9 月末日まで）

譲受会社は、譲渡年度の 9 月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(エ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

譲受会社は、譲渡年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、譲渡年度の 9 月末日までに、譲渡年度の前年度の排出実績量等を報告しなければならない。

(オ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1 月末日経過時）

譲受会社は、譲渡年度の前年度においても脱炭素成長型投資事業者である場合、譲渡年度の 1 月 31 日において、前記（エ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(ii) 譲渡年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出（期限延期の承認がない限り 9 月末日まで）

譲受会社は、引き続き翌年度においても届出義務事業者である場合には、譲渡年度の翌年度の 4 月 1 日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、譲渡年度の翌年度の 9 月末日までに届出を行わなければならない。その際、以下の点に留意されたい。

譲渡年度の翌年度における個別排出目標量の設定において、譲渡対象のうち大規模工場等及び輸送手段については、譲渡年度の事業譲渡の効力発生日以降の活動量等及び排出量等を 1 年分に補正した量が基準活動量等及び基準排出量等になる。

他方、譲渡年度の翌年度における個別排出目標量の設定において、譲渡対象のうち小規模工場等については、譲受会社の保有する全ての小規模工場等における

排出量分の増加として、即時には反映されず、譲受会社の排出量の変動に対する割当ての調整方法に従い調整され得る。

(イ) 排出枠の割当て（原則として11月末日）

譲受会社は、前記（ア）の届出をした場合には、同届出に基づく排出枠の割当てを受ける。

(ウ) 割当量の調整

前記（イ）の割当てにおいて、譲渡対象にかかる排出枠の調整がなされる。具体的には、大規模工場等及び新たな導入となる輸送手段における譲渡年度の活動量等や排出量等に応じた量が割当量に追加される。

(エ) 移行計画の提出（9月末日まで）

譲受会社は、引き続き翌年度においても脱炭素成長型投資事業者となる場合には、譲渡年度の翌年度の9月末日までに、前記（ア）の届出に即して移行計画書を作成し、提出しなければならない。

(オ) 譲渡年度の排出実績量等の報告（期限延期の承認がない限り9月末日まで）

譲受会社は、譲渡年度の事業譲渡の効力発生日以降の譲渡対象にかかる排出実績量等も含めて、譲渡年度における自社の排出実績量等を報告しなければならない。

(カ) 譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務（1月末日経過時）

譲受会社は、譲渡年度の翌年度の1月31日において、前記（オ）の報告後、経済産業大臣から通知された量の排出枠を保有しなければならない。

(4) 非届出義務事業者（譲渡会社）が非届出義務事業者（譲受会社）に対し、事業譲渡した場合

① 譲渡会社（非届出義務事業者）に求められる対応

(i) 譲渡年度に求められる対応

(ア) 届出

譲渡会社は、非届出義務事業者であり、譲渡年度においては届出を行う必要はない。

(イ) 排出枠の割当て

譲渡会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(ウ) 移行計画の提出

譲渡会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告

譲渡会社は、譲渡年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

譲渡会社は、前記(エ)の報告を行った場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(ii) 譲渡年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出

譲渡会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、譲渡会社が、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、譲渡年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て

譲渡会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(ア)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

(ウ) 移行計画の提出

譲渡会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 譲渡年度の排出実績量等の報告

譲渡会社は、譲渡年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

譲渡会社は、譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠の保有義務を負わない。

② 譲受会社（非届出義務事業者）に求められる対応

(i) 譲渡年度に求められる対応

(ア) 届出

譲受会社は、非届出義務事業者であり、譲渡年度においては届出を行う必要はない。

(イ) 排出枠の割当て

譲受会社は、届出を行わない以上、排出枠の割当てを受けない。

(ウ) 移行計画の提出

譲受会社は、脱炭素成長型投資事業者でない以上、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告

譲受会社は、譲渡年度の前年度において脱炭素成長型投資事業者であった場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

譲受会社は、前記(エ)の報告を行った場合でない限り、譲渡年度の前年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

(ii) 譲渡年度の翌年度に求められる対応

(ア) 届出

譲受会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者にならない限り、届出義務を負わない。

なお、譲受会社が、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となる場合には、譲渡年度の翌年度の4月1日時点における自社保有の工場等又は輸送手段を対象とした個別排出目標量を設定の上、届出を行わなければならない。

(イ) 排出枠の割当て

譲受会社は、譲渡年度の翌年度において、新たに届出義務事業者となり、前記(ア)の届出義務を履行した場合を除き、排出枠の割当ては受けない。

(ウ) 移行計画の提出

譲受会社は、脱炭素成長型投資事業者とならない限りは、移行計画の提出義務を負わない。

(エ) 譲渡年度の排出実績量等の報告

譲受会社は、譲渡年度の排出実績量等の報告義務を負わない。

(オ) 譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務

譲受会社は、譲渡年度の排出実績量等にかかる排出枠保有義務を負わない。

以上